

令和6年度 第1回野田市地域福祉計画審議会次第

日 時 令和6年7月31日（水）

午前10時

場 所 野田市役所 8階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

議題1 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】の策定について（諮問）

議題2 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】策定の考え方について

報 告 野田市地域福祉計画【第3次改訂版】事業の取組状況について

野田市地域福祉計画審議会委員の任期の延長について

4 閉 会

野福生第 5 5 4 号
令和 6 年 7 月 3 1 日

野田市地域福祉計画審議会
会 長 小 林 幸 男 様

野田市長 鈴 木 有

諮 問 書

野田市地域福祉計画【第 4 次改訂版】の策定について、野田市地域福祉計画審議会設置条例第 2 条の規定に基づき、別紙諮問要旨のとおり諮問します。

諮問要旨

本市では、令和２年３月に策定し、令和４年３月に一部修正を行った野田市地域福祉計画【第３次改訂版】を、社会福祉事業の計画的推進や、住民活動と公共サービスの連携を図るための指針として位置付け、地域住民や、自治会・地区社会福祉協議会・ボランティア・ＮＰＯといった社会福祉事業者等、そして行政が、地域社会の構成員として参加・協力し合い、各々の利点を活かしながら協働することで、地域福祉の推進を目指し事業に取り組んでまいりました。

こうした中、今年度をもって計画期間が満了することから、更に充実したものとなるよう現行計画の進捗状況を考慮しつつ、今後、本市が目指すべき福祉の向上を図るため、本計画の見直しをお諮りするものでございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議題2 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】策定の考え方について

本計画は、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進するため、福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民参加の促進及びその他福祉の向上に関する事項などを定めるものです。野田市総合計画を上位計画とし、福祉の分野別計画に共通する理念や考え方を明らかにするとともに、基本的な事項を分野横断的に定める「福祉の総合計画」としての役割を担うものです。

令和6年度で「第3次改訂版」の計画期間が終了することから、各分野の計画及び国の指針や関連法、「千葉県地域福祉支援計画」との整合性を図り、次のとおり「第4次改訂版」を策定したいと考えております。

なお、計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間としますが、毎年度、審議会に進捗状況を報告することで確実な計画の進捗を図るとともに、社会情勢や地域福祉を取り巻く環境の変化により計画の見直しの必要があるかについても検討いたします。

1 計画の全体像

（1）現行計画（第3次改訂版）の総括

- ① 各種施策について、地区社協の活動をより充実させ、団体間の連携を図る事業において、ふれあい・いきいきサロンや地域の特性に応じた事業を計画したが、新型コロナウイルス感染症に配慮した事業に見直す等、一部の事業については、縮小や中止を余儀なくされているが、本計画の目的を概ね達成している。
- ② 令和2年の社会福祉法改正により創設された重層的支援体制整備事業について、包括的な支援体制の構築に資する事業として新たに本計画に盛り込む必要がある。
- ③ 健康スポーツ文化都市及び持続可能な開発目標（SDGs）について、本計画における基本理念、基本目標、基本方針の推進と関連性があるため、新たに盛り込む必要がある。

（2）計画策定の方針

- ① 基本的には、現行計画の施策を継続実施し、発展していくものに改める。
- ② 人口構造の変化、高齢化、少子化などの社会環境等の変化を反映し、各分野の計画目標と整合性を図る。
- ③ 重層的支援体制整備事業について、その概要や基本方針等を盛り込むことで本事業の実施計画とする。また、本事業で一体的に実施する各分野の施策を明記する。
- ④ 子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、スポーツや文化活動を通じて人間力の向上を図り、これを人づくり、まちづくりにつなげるため、令和5年4月1日に宣言した「健康スポーツ文化都市」を基本理念に加える。
- ⑤ 各施策について、持続可能な開発目標（SDGs）とのつながりを盛り込む。

2 重層的支援体制整備事業

（1）重層的支援体制整備事業への移行準備事業の総括

- ① 各分野の支援制度に多機関協働事業、地域づくり等の新たな機能を加えて一体的に実施できるよう、各分野の補助金や負担金をまとめ、重層的支援体制整備事業交付金として一本化した。国の制度が縦割りの状況で、国の示す事業を実現することは、市をはじめ各支援機関が連携するには限界があり困難である。今後、市として少しでも事業を実現できるよう、できることを実施していく必要がある。

- ② 多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たすものであり、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、包括的な相談支援体制を構築する事業であるが、各分野に精通した人材確保が困難なことから、事業を実施できる事業所や人材確保が課題である。
- ③ 地域づくり、参加支援の事業拠点について、現在は南部地区1か所のみであり、支援ができないケースがでてきている。
- ④ 既存の相談窓口を活用し、総合相談窓口同様に支援につなぐことは非常に難しい。

(2) 計画策定の方針

- ① 多機関協働、地域づくり、参加支援等の事業について
 - ア 多機関協働事業について、委託事業者と本事業の在り方について整理し、現実的に実施できる業務や役割を明確に定める。
 - イ 地域づくり、参加支援について、市内全域に事業を展開することを目標とし、新たな事業拠点の開設を検討する。
- ② 相談窓口、支援会議・重層的支援会議等
 - ア 既存の相談窓口と関係機関の連携を確実に実施するため、庁内会議を定期的に開催する。
 - イ 相談窓口について、既存窓口の面的整備を整理し、総合相談窓口の有効性を検討した上で、既存の窓口を活用した総合相談窓口を設置する。
 - ウ 関係機関による、「潜在的相談者」等の情報共有を図る「支援会議」及び個別事案の課題の整理や支援プランの策定等を行う「重層的支援会議」について、多機関協働事業者を含めた関係機関と課題や会議の在り方について整理し、課題等を整理した上で、会議の設置を検討する。

3 自殺対策の推進

(1) 現行計画の総括

- ① 野田市の平成30年から令和4年までの自殺者数は合計126人で、自殺死亡率（人口10万人対）は16.33であり、全国16.40より低い、千葉県15.89より高い。
- ② 本市の目標値（令和8（2026）年）自殺死亡率13.4、自殺者数21人を達成するため、更なる自殺対策を推進する必要がある。
- ③ 平成30年から令和4年までの年齢別自殺者数について、70代が最も多く、次いで40代、60代、50代の順に多い。全国及び県は40代、50代が最も多い。
- ④ 原因・動機別自殺者数について、健康問題、家庭問題、経済・生活問題が高い水準で推移している。
- ⑤ 現行計画の評価について、令和5年度実績で99事業のうち、57事業は達成割合80%相当だが、40事業は達成割合80%未満で期待する成果がでてない。

令和5年度 生きる支援の関連施策の取組評価

評価区分	事業の評価の目安	事業数
当初の予定通り実施できた	達成割合が80%相当	57
概ね実施できた	概ね60%以上80%未満	22
実施は不十分だった	概ね60%未満	10
実施できなかった		10

(2) 計画策定の方針

- ① 国の「自殺総合対策大綱」で示す目標値（平成 27 年比 30%以上減少）を踏まえ、現行計画の目標値（令和 8（2026）年）自殺死亡率 13.4、自殺者数 21 人）を継続する。
- ② 本市では、平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間で合計 126 人（男性 85 人、女性 41 人）が自殺で亡くなっており、そのうち 55 人は 60 歳以上で、高齢者が全体の 43.7%を占めている。全国及び千葉県では 40 代、50 代の割合が最も高く、本市でも 40 代、50 代が 40 人で全体の 31.7%と高齢者に次ぐ高い割合を占めている。原因・動機別では健康問題、家庭問題、経済・生活問題の割合が高く、全国及び千葉県と同様である。
いのち支える自殺対策推進センターの作成した「地域自殺実態プロファイル 2023」によると、高齢者、生活困窮者、勤務・経営に関する取り組みが推奨されている。また、背景にある主な自殺の危機経路において、うつ状態を経由する傾向にある。
また、子どもについて、平成 30 年から令和 4 年までと平成 25 年から平成 29 年の 5 年間を比較すると、自殺者数が増加しており、全国及び千葉県でも増加傾向にある。
こうした状況を踏まえ、重点施策については、「高齢者」の自殺対策を重点的に推進することとする。また、「生活困窮者」、「子ども」についても自殺対策を推進する。
- ③ 生きる支援の関連施策については、現実的に実施できる施策を中心とし、現行で成果が出ている施策は継続・発展するよう改め、更なる自殺対策を推進する。

資料 1：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023【千葉県野田市】」一部抜粋

推奨される重点パッケージ

高齢者、生活困窮者、勤務・経営

地域の自殺の特徴

表 1－1 地域の主な自殺者の特徴（2018～2022 年合計）〔公表可能〕

<個別集計（自殺日・住居地）>

自殺者の特性 上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率 (人口 10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1 位:男性 60 歳以上 無職同居	21 人	16.7%	34.0 人	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2 位:男性 40～59 歳 有職独居	13 人	10.3%	88.8 人	配置転換（昇進/降格含む）→過労＋仕事の失敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺
3 位:女性 60 歳以上 無職同居	12 人	9.5%	12.0 人	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4 位:男性 40～59 歳 有職同居	11 人	8.7%	13.3 人	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
5 位:男性 20～39 歳 無職同居	9 人	7.1%	77.5 人	①【30 代その他無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺／②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

資料２：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」より集計

年齢別自殺者の推移（平成 30 年～令和 4 年）

（単位：人）

区分		自殺者数	自殺死亡率	-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80-	不詳
市	総数	126	16.33	8	10	13	26	14	16	29	10	0
		割合（％）		6.3	7.9	10.3	②20.6	④11.1	③12.7	①23.0	7.9	0
	男	85	21.90	3	9	10	16	12	11	18	6	0
	女	41	10.69	5	1	3	10	2	5	11	4	0
国	総数	104,092	16.40	3,571	11,773	12,723	17,556	17,975	14,031	14,844	11,407	212
		割合（％）		3.4	11.3	12.2	②16.9	①17.3	④13.5	③14.3	11.0	0.2
	男	70,393	22.73	2,156	7,999	9,162	12,455	12,624	9,492	9,428	6,893	184
	女	33,699	10.37	1,415	3,774	3,561	5,101	5,351	4,539	5,416	4,514	28
県	総数	5,015	15.89	203	596	610	889	871	664	703	477	2
		割合（％）		4.0	11.9	12.2	①17.7	②17.4	④13.2	③14.0	9.5	0.0
	男	3,323	21.11	118	408	423	610	620	434	420	289	1
	女	1,692	10.70	85	188	187	279	251	230	283	188	1

野田市の年齢別自殺者の推移（平成 30 年～令和 4 年）

（単位：人）

年	区分	自殺者数	自殺死亡率	-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80-
R4	総数	26	16.90	1	2	2	1	3	8	8	1
	男	21	27.16	1	2	2	0	3	6	7	0
	女	5	6.54	0	0	0	1	0	2	1	1
R3	総数	29	18.81	4	4	2	6	3	1	6	3
	男	16	20.64	0	3	1	4	2	1	3	2
	女	13	16.97	4	1	1	2	1	0	3	1
R2	総数	23	14.90	0	2	5	4	2	4	4	2
	男	16	20.59	0	2	4	2	1	2	3	2
	女	7	9.13	0	0	1	2	1	2	1	0
R1	総数	25	16.16	2	2	2	7	3	2	5	2
	男	17	21.83	1	2	1	4	3	2	3	1
	女	8	10.41	1	0	1	3	0	0	2	1
H30	総数	23	14.86	1	0	2	8	3	1	6	2
	男	15	19.27	1	0	2	6	3	0	2	1
	女	8	10.40	0	0	0	2	0	1	4	1

野田市の年齢別自殺者の推移（平成 25 年～平成 29 年の計）

（単位：人）

区分	自殺者数	自殺死亡率	-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80-
総数	164	21.04	2	20	29	20	18	32	21	22
	割合（％）		1.2	12.2	17.7	12.2	11.0	19.5	12.8	13.4
男	115	29.35	1	14	19	17	13	26	16	9
女	49	12.64	1	6	10	3	5	6	5	13

野田市の原因・動機別自殺者数（平成 30 年～令和 4 年の計）

（単位：人）

区分	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳	計
総数	24	53	22	7	1	8	7	30	193
割合（％）	②15.8	①34.9	③14.5	4.6	0.7	5.3	4.6	19.7	100
男	10	30	22	7	1	5	5	22	131
女	14	23	0	0	0	3	2	8	62

※ 原因・動機は重複あり。

3 成年後見制度利用の促進

(1) 現行計画の総括

計画において、権利擁護支援のため地域連携ネットワークの構築を進めることとし、協議会や中核機関を設置し、市が主体となって地域連携ネットワークの運営に取り組むこととした。協議会や中核機関の設置について検討する中で、先進市の取組みについても確認したが、実効性のない事例も見られたことから、市としても実効性があるものにするためにはどうすべきか検討してきたものの、結論を出すことができなかった。

(2) 計画策定の方針

協議会、中核機関について、それぞれの果たすべき役割、実効性に関する検討を行う。さらに成年後見支援センターとの関わりを含め、利用者がメリットを実感できる制度、運用とするための体制づくりを行う。

野田市地域福祉計画【第4次改訂版】骨子案

1 計画の位置づけ

野田市総合計画に則した福祉分野の上位計画であり、関連する高齢者・障がい者・子ども等の個別計画との整合・連携を図っていくものです。

2 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

また、毎年度、審議会に進捗状況を報告することで確実に計画の進捗を図るとともに、社会情勢や地域福祉を取り巻く環境の変化により計画の見直しの必要があるかについても検討します。

3 基本的な考え方・施策の展開

（1）基本理念

～健康スポーツ文化都市～

市民と行政の協働・連携でつくる地域福祉を推進し、誰もが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らせる夢のある住みよいまち

健康スポーツ文化都市の宣言に基づき、野田市総合計画「生き生きと健やかに暮らせる都市」における「支え合いによる福祉のまちづくりの推進」を実現するための基本理念を掲げます。理念達成のため、現行計画の基本目標、基本方針を本計画（第4次改訂版）においても継承し、これまでの施策を更に継続・発展していくものとします。

（2）基本目標・基本方針等

（基本目標1）市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための基盤づくり

【全てのベースづくり】 重層的支援体制整備事業を追加

（基本目標2）利用者の権利保障も含めた福祉サービスの充実・強化

【個別サービスの充実】

（基本目標3）福祉のまちづくりの推進

【誰もが同じ目線で暮らすためのバリアの解消】

（基本目標4）自殺対策の推進

【誰も自殺に追い込まれることのない社会づくり】

（基本目標5）成年後見制度利用の促進

【誰もがその人らしく生活を続けられることができる包括的な支援体制づくり】

（3）その他

本計画に重層的支援体制整備事業を盛り込むことで、重層的支援体制整備事業実施計画とします。また、健康スポーツ文化都市及び持続可能な開発目標（SDGs）とのつながりを盛り込むこととします。

1 野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
保健福祉推進のための『きっかけづくり』	(1) あいさつ、声かけ運動の推進	地域で支え合う福祉を実現し推進するためには、市民一人一人がお互いに関心を持ち、挨拶や言葉を交わす関係になることが第一歩です。 「あいさつ」や「声かけ」が、日常的にまた継続的に行われる環境づくりが求められ、挨拶や声掛けのきっかけとなるように、「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開し、毎年4月を強調月間とし、この運動の輪を広げるため地区社協や自治会、その他あらゆる団体の協力を得て、継続的な活動として進めていきます。	「あいさつ、声かけ運動」を全庁的に展開していくため、4月を「あいさつ運動強化月間」としております。 また、新規採用職員や主事級職員を対象とした接遇研修において、あいさつの重要性の意識づけを行いました。 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類とされましたが、「ふれあい・いきいきサロン事業」等の地区社協の活動主体が高齢者中心となることから、引き続き感染対策に留意しながら活動を実施しました。 一部の地域では、感染対策を講じたうえで、あいさつ運動を実施しました。	職員研修や朝礼等において、繰り返しあいさつの重要性の意識づけを行っておりますが、更なる強化を図ることが必要であると考えております。 地区社協の活動は地区ごとに活動内容が様々で、バラつきもあるため、内容の見直しや活動の強化を図る必要があります。	「あいさつ、声かけ運動」の取組として、市職員に対する「あいさつ運動強化月間」を継続します。 また、職員研修や朝礼等において、繰り返し、あいさつの重要性の意識づけを行ってまいります。 新型コロナウイルス感染症の影響で停滞した地区社協活動が活性化していくように支援していきます。	生活支援課 人事課 社会福祉協議会	83	1
	(2) 地区社会福祉協議会との共働	地域福祉計画は、その地域の実情に即し福祉全体の包括的で基本的な理念や目標を定めることを主旨としていることから、事業がすぐ成り立つ性格ではないため、市民に地域福祉計画が理解される機会がほとんどないものと想定されます。したがって各地区社協単位等での地域住民及び団体への周知活動や意見交換を展開し、今後の地域福祉施策の展開について理解の促進を図ります。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類とされましたが、「ふれあい・いきいきサロン事業」等の地区社協の活動主体が高齢者中心となることから、引き続き感染対策に留意しながら活動を実施しました。	地区ごとに活動内容が様々で、バラつきもあるため、内容の見直しや活動の強化を図る必要があります。	新型コロナウイルス感染症の影響で停滞した地区社協活動が活性化していくように支援していきます。	社会福祉協議会 生活支援課	83	2
	(3) 情報提供方法や事業名の付け方についての検討	市報、各種ガイドブック、ホームページなどによる市の情報提供は、限られたスペースや、専門用語を使用することから、分かりにくい場合があります。市民の誰もが読みやすく理解できるような提供方法について配慮するとともに、事業実施や行事等に際し、興味や参加意欲が起こるような情報発信を進めます。	市報についてはニバーサルデザインフォントを導入し全ページフルカラーとしています。福祉関連のサービスについては、各担当課からの記事の提出によりその都度編集しています。パンフレット等も含め親しみやすさを感じるイラストを取り入れるようにしています。情報提供においては簡潔な表現にすることに留意しています。 電子書籍アプリ「カタログポケット」で市報などの多言語翻訳や音声読み上げに対応しており、企画展での音声ガイドにも活用し、「鈴木貫太郎記念館出張ミニ展示」で実施いたしました。 また、第4次野田市障がい者基本計画には音声コードを付しています。その他、スマートフォン・タブレット端末の利用者を念頭に、二次元コードを掲載した案内も増やしています。	掲載記事については、福祉関連とその他の内容のバランスを考えて選択する必要があります。 市民の誰もが読みやすく、理解できるような、分かりやすい表現や興味を引く事業名の付け方については、一定の配慮はしてきたものの、これでいいという訳ではなく、今後も市民の皆様のご意見等をいただきながら、修正等を加え、出来る限り良いものとなるよう、引き続き展開していこうと考えます。 また、福祉部各課の情報を発信する場合は元より、それ以外の課においても共通認識を持ち、市全体で取り組む必要があります。	市からの情報発信は、様々な「きっかけ」づくりの場になることが考えられます。誰もが読みやすく、市の各種事業や行事等に市民の方が興味や参加意欲が起こるようにするには、どのような工夫が必要なのかを十分に検討し、PR推進室と連携し全庁的に推進してまいります。 また、市ホームページの時点修正や追加等につきましても、随時実施してまいります。	PR推進室 生活支援課 障がい者支援課	83	3

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
保健福祉推進のための『人づくり』	(1) ボランティア情報の提供	市役所及び社会福祉協議会の掲示板等に各種情報を掲示し、また、市ホームページ等を活用して、未経験者でもボランティアに参加しやすい環境づくりを進めています。そのために、「ボランティア通信」を市役所・支所に配置し、ボランティアセンターの情報を、市役所ロビーに掲示すると共に、社会福祉協議会の広報誌「社福のだ」やホームページで情報提供や周知を行います。更にボランティア活動の相談・あっせんを促進するため、市内商業施設についても広報活動（相談・あっせんを含む）を行います。	1 ボランティア通信の配置 社会福祉協議会（ボランティアセンター）発行の「ボランティア通信」を市役所、支所、公民館等の公共施設に配置し、情報提供を行いました。 2 ボランティア情報の掲示 ボランティアセンターの情報を市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し、ボランティア情報の提供を行いました。 3 ボランティア広報活動（年2回） 社会福祉協議会（ボランティアセンター）では、ボランティア層の拡大を図るため、市内商業施設において広報活動を行いました。 また、社会福祉協議会の広報紙「社福のだ」、ボランティア通信、ホームページ及びSNS等を活用し、ボランティア情報を周知しました。	ボランティア通信や社福のだ等のボランティア情報を見てボランティアを希望される方から問い合わせをいただき実際に活動へつなぐことができました。 引き続き情報提供を行い、ボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図る必要があります。	1 ボランティア通信の配置 ボランティアセンター発行の「ボランティア通信」を市役所、支所、公民館等の公共施設に配置し、情報提供を行います。 2 ボランティア情報の掲示 市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し、ボランティア情報を提供します。 3 ボランティア広報活動 市内商業施設における広報活動（相談・斡旋を含む）を実施します。 また、広報紙「社福のだ」、ボランティア通信、ホームページ及びSNS等を活用した情報の発信を行います。	社会福祉協議会生活支援課	84	4
	(2) ボランティアの育成	ボランティア養成講座受講者やボランティア経験者は、毎年多数生まれていますが、情報不足やきっかけ不足により、次のボランティア活動へとスムーズに入れない人が少なくないと言われています。 その人たちが、地域内で孤立せず、継続的な活動が続けられるよう、地域のリーダー又はコーディネーターとしての役割も担っている地区社協や社会福祉協議会と連携し、地域の実情も考慮しながら、引き続きボランティア育成に努めます。	ボランティアセンターの運営とボランティア育成のため、引き続きボランティアコーディネーターを配置し、事業を実施しました。 職員体制：コーディネーター1名 勤務時間：8時30分から17時15分（土・日・祝日を除く） ボランティアセンター登録状況 90団体（1,504人）、個人（146人） ボランティアに関する相談、斡旋 相談件数 553件、斡旋件数 141件 福祉教材、機材の貸出 関係機関、地域団体、ボランティアの方々に無料で貸し出しました。 ボランティアの養成 各種ボランティア養成講座の開催 夏休みボランティア体験講座	令和5年度における登録団体数は、前年度から4団体増加し90団体となりました。 登録者数についても、団体登録においては116名増加の1,504名、個人登録においては29名増加の146名となりました。 ボランティア人材は増加傾向を見せていますが、活動場所の提供が今後の課題となります。	ボランティアセンターの役割や機能についての啓発活動の強化、ボランティア活動に参加できる環境づくりの促進、ボランティア活動者や団体及び受入先との連携とフォローの充実、ボランティア情報を積極的に収集してまいります。 また、ボランティアコーディネーター1名を常時配置し、継続してコーディネート業務を行い、ボランティアセンターの運営に従事していきます。	社会福祉協議会生活支援課	84	5
	(3) ボランティア活動の支援	市民活動支援センターは、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体を支援するため、前身のNPO・ボランティアサポートセンターから機能強化を図り、市民活動団体の支援を行っています。 今後も、市民活動団体の活動を支援していくため、相談業務の充実や学習会、講座の開催、活動の場の提供などを実施します。 また、市民活動団体の情報の収集、情報の発信を行い、行政の各部	市民活動団体の活動を支援していくため、必要な学習会の開催や情報発信として機関誌「市民活動つうしん」を年6回発行しました。さらに、市民活動を広く知ってもらうためのイベントの開催を計画し、市民との交流の場の提供として企画した「第6回市民活動元気アップふえすた」を「福祉のまちづくりフェスティバル」や「市民ふれあいハートまつり」と同時に「のだ 市民活動ふれあいフェスティバル 2023」として令和5年11月19日に開催しました。	市民活動団体やNPO法人等の活動状況の確認や相談等に努めることができました。市民活動団体支援補助金制度により、市民活動団体の運営を財政面から支援する取組を実施できました。 「元気アップふえすた」の打合せを通じて、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体同士の交流もできましたが、さらに交流の場を提供する必要があります。今後も、市民活動団体との協働のまちづくりを推進するた	NPO法人学習会を開催することや助成金学習会の開催など支援内容の充実を図ります。また、市民活動元気アップふえすたを市民ふれあいハートまつりなどとの同時開催やこまめカフェの企画、開催を進めます。 市民活動団体との協働のまちづくりを推進するため、行政の各部局との連携を図りやすくするため、市職員向けに協働に関する研修等を企画します。	市民生活課	84	6

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和５年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
		局との連携を図ることで、市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。	また、「こまめカフェ」については、令和６年３月３日に開催しました。市民活動団体やNPO法人に対して財団法人等が行っている支援助成金の申請相談を実施しました。 市民活動団体支援補助金制度については、組織基盤強化支援には継続４団体、事業発展支援には３団体の活動を支援することができました。	め、行政の各部局との連携に努めてまいります。				
	(４) 学校・地域における福祉教育の充実（福祉人材の確保・養成）	地域福祉を推進する人材を育成するためには、学校教育における地域との連携や交流の場へ児童・生徒が主体的にボランティア活動に参加できるような機会づくりが重要です。これまで、福祉教育の充実また、高齢者や障がい者とのふれあいを通して、共に生きる社会の一員であることの理解を高めるなど、地域福祉の推進に寄与することを目的とした事業を開催しました。今後とも、若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、児童・生徒の交流の場への参加促進に努めます。	市内各小中学校において、総合的な学習の時間を活用し、高齢者疑似体験や車椅子・目隠し歩行体験、点字体験、高齢者との交流会、福祉施設訪問、障がい者との交流会、講演会を実施し、福祉教育に取り組みました。 1 車椅子・目隠し歩行体験講座・高齢者疑似体験 実施校：みずき小、岩木小、川間小、北部小、尾崎小、清水台小、福田中 2 福祉教材・機材の貸出 点字練習機：北部小 高齢者疑似体験セット：川間中 3 夏休みボランティア体験講座 まめっこ講演コース（7/28 実施）４名 要約筆記体験コース（8/9 実施）７名 4 春休みボランティア体験（R5 年度新規実施） 科学実験教室（R6 年 3/31 実施）21 名 5 ボランティア養成講座 市内小中学校での福祉教育（車椅子・目隠し歩行体験等）に携わるボランティアを養成しました。 6 第 49 回” おひさまといっしょに” 開催日 令和５年 6 月 17 日（土） 場 所 関宿総合公園体育館 参加者 障がい者等約 1,000 人 第 49 回” おひさまといっしょに” は関宿小が参加しました。	例年、市内の各ボランティアサークルの協力を得て、高齢者疑似体験や車椅子・目隠し体験、点字体験、手話の学習等を実施し、障がい者に関する理解を深めております。 令和４年度に引き続き令和５年度も、総合的な学習の時間等に各校内で取り組み、貸し出し用の教材を活用して、子ども達の体験的な活動を進めました。 今後、総合的な学習の時間などを活用し、子ども達が主体的にボランティア活動や高齢者や障がいを持つ方々などとのふれあい活動等に取り組めるよう、働きかけてまいります。（「野田市手話言語条例」の施行とも併せて。） また、引き続き、若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、感染症対策を講じたうえで車椅子・目かくし歩行体験講座やキャラバン隊「まめっこ」出張講習、夏休み・春休みボランティア体験講座等を実施し、ボランティアの経験やボランティアについて考える場を設けることに努める必要があります。	小中学校では、児童生徒の実態に応じて、特別支援学級と通常学級との共同・交流学习に取り組みます。また、福祉団体やボランティアサークルの協力を得て、車いす・目隠し歩行体験や手話の学習等を実施し、障がい者に関する理解を深めます。 さらに、手話言語条例のもと、手話等のコミュニケーション手段の幅や人々との関わりをさらに広げられるよう取り組み、障がいを持つ方々への理解を深めます。 車いす・目かくし歩行体験講座や手話の学習など 「おひさまといっしょに」や「サンスマイル」への参加 夏休みボランティア体験講座 キャラバン隊「まめっこ」出張講習	指導課 社会福祉協議会	85	7
保健福祉推進のための『ネットワークづくり』	(１) 地域福祉活動団体間の連携の強化	地域福祉活動の中心となる地区社協、自治会、ボランティア団体、民生委員児童委員、子ども会、いきいきクラブ等の福祉関係団体が地域のニーズに合わせた福祉サービスを提供するためには、お互いの情報を提供及び共有することが必要です。地区社協は自治会や子ども会などの福祉関係団体及びボランティアにより	地区社会福祉協議会連絡会と地区社協ボランティアスタッフ懇談会との共催で、災害に備え「風水害に関する研修」及び「災害ボランティアセンターについて」を議題として研修会を開催しました。 地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業への移行準備事業において	地区社会福祉協議会連絡会と地区社協ボランティアスタッフ懇談会との共催で、災害に備え「風水害に関する研修」及び「災害ボランティアセンターについて」を議題として研修会を開催し、情報提供に努めました。 地区社協の活動をより充実させるための情報提供のテーマについて検討する必要があります。	地区社協連絡会、地区社協ボランティアスタッフ懇談会を開催します。 社会福祉協議会職員が各地区社協の役員会等に参加し、地区社協活動の活性化していくように支援していきます。 重層的支援体制整備事業において、地域共生社会の実現に向け、	社会福祉協議会 生活支援課	85	8

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和 5 年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
		構成されていることから、地区社協の活動をより充実させ、各団体間の連携強化を図ります。	て、地域の福祉関係団体と協働できる体制の検討を進めました。		地域の福祉関係団体と協働体制の強化に進めていきます。			
	(2) 地域の触れ合いの場づくり (ふれあいいきいきサロン等)	都市化や核家族化の進展により、希薄化する人間関係に対して、住民同士が気軽に立ち寄り交流できる「ふれあいいきいきサロン」等の事業を実施し、各年齢層間の触れ合い促進を図り、更なる機会の確保に対応していきます。また、障がい者と健常者が共に参加する行事を支援し、障がい者の交流機会の創出に努め、更には、地域の実情に即した触れ合いの場の確保に関する相談支援についても実施していきます。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類とされたが、「ふれあい・いきいきサロン事業」等の地区社協の活動主体が高齢者中心となることから、引き続き感染対策に留意しながら活動を実施しました。 保育所では、令和5年度から新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となったことで、地域の高齢者を園に招き、「夏祭り」や「運動会ごっこ」、園周辺の散歩や芋ほりなど、様々な行事を行うことができました。 岩木小学校では、11月～2月にかけて、昼休みに児童が岩木小学校老人デイサービスセンターを訪問し交流会を実施し、昔の遊びや児童によるダンスや歌の披露、クイズやトランプなどのレクリエーションを行いました。 また、障がい者と健常者が共に参加する「おひさまといっしょに」等のイベントを実施し、障がい者との交流機会に努めました。 障がい者釣大会は、関宿クリーンセンター跡地の改修工事に伴い、中止としました。 サンスマイルについては、7月25日に野田ガスホール（野田市文化会館）で開催され、市内の各障がい施設利用者及び障がい者団体連絡会会員、小・中学校生徒による交流が図られました。また、事業に対し補助することで、開催を支援しました。 「おひさまといっしょに」については、6月17日に関宿パーク MOPS（関宿総合公園）で開催され、市内の各障がい施設利用者及び障がい者団体連絡会会員、小学生等による交流が図られました。また、実行委員会の委員に市職員が加わり、開催を支援しました。	高齢者、子ども、障がい者等のふれあいの機会を引き続き実施していく必要があります。 保育所と高齢者の交流については、令和5年度から新型コロナウイルス感染症対策が自己判断となったことで、高齢者を園に招き様々な行事を行うことができました。今後も継続して高齢者とのふれあい活動を実施するため、保育所と地元自治会、高齢者施設との連携を図り、継続的な高齢者とのふれあい活動の実施及び充実が求められます。 新型コロナウイルスが5月に5類になったことを受け岩木小学校と岩木小学校老人デイサービスセンターで協議し、11月から交流会を再開、児童とデイサービス利用者が交流をすることができました。 バリアフリー社会の構築に向け、障がいのある人となない人が交流を図るため、開催を支援していく必要があります。 障がい者釣り大会については、今後の開催の在り方について、インクルージョンの観点から検討する必要があります。 また、地区ごとに活動内容が様々で、バラつきもあるため、内容の見直しや活動の強化を図る必要があります。	新型コロナウイルス感染症の影響で停滞した地区社協活動が活性化していくように支援していきます。 従来、開催されてきた行事について引き続き支援を行うとともに、障がい者福祉団体等が自発的に活動する事業に対して、事業費補助の支援を行います。 引き続き岩木小学校児童と岩木小学校老人デイサービス利用者の交流会を実施します。 保育所と高齢者の交流においては、令和6年度も引き続き、高齢者とのふれあい活動を実施し、高齢者との触れ合いの充実に努めていきます。	社会福祉協議会 障がい者支援課 高齢者支援課 子ども保育課	85	9

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和５年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
	(３) 地域自治組織についての検討	地域の潜在力を発揮する仕組みの充実として地域自治組織を担い、防犯組合の各地域においてパトロールや講習などの防犯活動を行っています。 引き続き、自治会との協働によるまちづくりを推進するため、自治会活動に支援を行い、自治会連合会と連携し自治会の意義を積極的に啓発し、加入促進を行うとともに、強化を図っていきます。	自治会の事務事業見直し関連では、自治会の活動の拠点となる自治会集会施設整備補助金の見直しについて、自治会にとって、より利用しやすいものとなるよう、野田市自治会連合会と見直し協議を行いました。 防犯組合については、自治会連合会を単位とする17支部を中核として、区域内の自治会等を単位とする自主防犯活動を展開しており、令和５年度は、自主的な防犯活動の支援として、年末一斉防犯パトロールへの参加や防犯合同研修会等を行いました。	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、自治会事務事業見直し協議は、当初の予定より進捗が遅れてしまい、自治会の活動も殆ど行うことができないという状況が続きましたが、令和５年５月８日に新型コロナウイルスが季節性インフルエンザなどと同じ「５類」扱いとなったことを機に、徐々に平静を取り戻しつつあり、自治会の事務事業の見直し協議や、地域の防犯活動についても進展が見られました。	自治会の事務事業見直しについては、自治会集会施設整備補助金の見直し案について、野田市自治会連合会に承認されたため、令和７年度から新制度による補助を実施できるよう準備を進めてまいります。 また、全国的課題でもある自治会加入率の低下については、現状、なかなか有効な対策が講じられておりませんが、他市で加入率向上対策等をテーマとした研修会等の開催があれば、これに参加して、効果ある対策を学び、それが野田市においても有効な対策であれば、導入を検討してまいります。 防犯活動については、防犯パトロールへの参加や防犯合同研修会の実施等、防犯組合各支部の自主的な防犯活動を支援し、地域の防犯力の向上を図ってまいります。	市民生活課	86	10
	(４) 行政職員の地域活動への参加	地域活動へ参加することで、地域課題の適切な課題把握ができ、適宜対応していくことができるなど有意義であり、地域活動が活性化され、地域と行政の協働によるまちづくりの推進に資することから職員の地域活動への参加を要請していきます。	新規採用職員研修（第一次）において「市民の地域活動」、新規採用職員研修（第二次）において「地域貢献～消防団の取組について～」の講義を設け、積極的に地域活動へ参加する意識を醸成するよう企図しております。	新規採用時に研修を行うことにより、地域貢献意識の高い職員を育成できるものと考えております。 また、コロナ禍で中止となった時期もありましたが、例年行われている夏の躍り七夕などには市外在住の職員も含め参加の協力を得ております。 一方で、これら地域活動は、個人の活動に終始することから参加実態の把握ができない状況にあります。	新規採用職員研修（第一次）において「市民の地域活動」、及び新規採用職員研修（第二次）において、「地域貢献～消防団の取組について～」の講義を設け、積極的に地域活動へ参加する意識を醸成するよう企図しております。 今後も同様のカリキュラムにて職員研修を進めてまいります。	人事課	86	11
地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』	(１) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、住民の身近な圏域において包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の検討を進めます。	相談者の属性に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止める包括的な相談支援体制を整える重層的支援体制整備事業の準備事業を実施しました。その中で、相談体制のあり方や各支援機関との連携の仕方など、実施体制の検討を重ねるとともに、庁内関係課を対象に周知を図りました。	既に各分野において相談支援体制が構築されていますが、分野と分野、制度と制度の隙間に陥らせないためにも、各々の分野を横断的に繋げる役割を担う機関が求められます。 複雑化・複合化した課題に対し、多くの支援機関を繋げる橋渡しとなる役割をどの機関が担うか、重層的支援体制整備事業の本格実施に向けた調整と協働が重要です。	パーソナルサポートセンターを、総合的な相談を受ける部門として位置づけ、各分野にある既存の相談支援体制との連携を強化します。 また、NPO 法人アースアズマザー千葉を重層的支援体制整備事業における支援事業所とするとともに、多機関協働が求められる横断的な事例対応のための個別支援会議について生活支援課が調整を行います。	生活支援課	86	12

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
	(2) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築	住民に身近な圏域にある相談機関では対応し難い複合的で複雑な課題や制度の狭間(はざま)にある課題等を多機関が協働して包括的に受け止めることのできる相談支援体制の検討を進めます。	複雑化・複合化した課題など、住民の身近な圏域にある相談機関単体では解決が困難な課題や、制度の狭間にある課題を解決するため、支援機関同士をつなぐ支援体制のあり方について検討を重ねました。	既に各分野において相談支援体制が構築されていますが、分野と分野、制度と制度の隙間に陥らせないためにも、各々の分野を横断的に繋げる役割を担う機関が求められます。 複雑化・複合化した課題に対し、多くの支援機関を繋げる橋渡しとなる役割を、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業者が担うことを明確にし、関係機関間での認識を共有する必要があります。	令和6年度からの重層的支援体制整備事業実施にあたり、既存の相談支援窓口で担当外の課題を把握した場合の連携について、各課の意識徹底を図ります。また、課題が複雑化した事例や、制度の狭間にある課題を抱えた事例については、支援の調整を行う多機関協働事業に確実に繋がります。多機関協働事業者は課題を整理し、必要な支援を受けられるよう舵取りを行うとともに、課題の解決まで伴走して支援を実施します。	生活支援課	87	13
	(3) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることのできる環境の整備	住民の身近な圏域において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となつて、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることのできる環境の整備の検討を進めます。	市民活動に一般市民の方が参加しやすい機会作りと、登録団体間の絆作りを強化して地域の活動を更に活性化させることを目的に、令和5年11月19日に、「福祉のまちづくりフェスティバル」「市民活動元気アップふえすた」「市民ふれあいハートまつり」の3つイベントを「のだ市民活動ふれあいフェスティバル2023」として、同時に開催しました。 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類とされましたが、「ふれあい・いきいきサロン事業」「ゆうあい訪問」等の地区社協の活動主体が高齢者中心となることから、引き続き感染対策に留意しながら活動を実施しました。	「のだ市民活動ふれあいフェスティバル2023」では、一般市民の来場者を増やすため、スタンプラリーを実施し参加賞を配布していますが、来場者が増えない状況となっているので、参加賞や広報のためのチラシの充実を図る必要があります。 各地区社協において、新型コロナウイルスの感染対策及び様々な工夫をして、サロン等を実施しました。 地区ごとに活動内容が様々で、バラつきもあるため、内容の見直しや活動の強化を図る必要があります。 新型コロナ感染症5類以降後の地区社協活動の再開、活性化が課題です。	引き続き、住民の身近な圏域において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となつて、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることのできる環境の整備を進めます。 地区社協連絡会、地区社協ボランティアスタッフ懇談会を開催します。 社会福祉協議会職員が各地区社協の役員会等に参加し、地区社協活動の活性化していくように支援していきます。 さらに、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業への移行準備事業において、市民が主体的に地域課題の解決を図れる環境づくり、地域づくりの支援を行ってまいります。	市民生活課 社会福祉協議会 生活支援課	87	14

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和 5 年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
総合的・横断的なサービスの充実	(1) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討	高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等の社会的に弱い立場の方々に、住宅情報の提供や、保証人がいないなどの理由で入居が困難な世帯への対応などの支援のほか、見守りや緊急時の対応など「居住の継続」に向けた支援について検討します。	「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を平成 17 年 8 月 1 日から実施しています。 高齢者世帯、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者を対象に、家賃等の支払ができるにもかかわらず「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、民間賃貸住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、市民税非課税の世帯に対しては家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援しています。 利用状況 [令和 5 年度実績] (令和 6 年 3 月末現在) 相談件数 0 件 申請件数 0 件 入居保証 0 件 情報提供 0 件	保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。	住宅弱者からの民間賃貸住宅の入居に関する相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、協力不動産店及び関係部署への周知を行います。	営繕課	88	15
	(2) 地域での孤立死等への対策	地域で孤立して生活している方の理由として、高齢や障がい等様々なケースがあり、孤立していることで地域で暮らしにくくなることが考えられます。このような状況では、安心して暮らせるまちとして地域全体が連携してそれぞれの役割を生かした対応が求められます。また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、家族同居世帯が全員亡くなる事案が発生する等、地域で孤立する恐れがあります。地域での孤立化を防止するためには、自治会、民生委員児童委員、地区社協、各団体等に近隣で助け合う地域の輪につながるよう支援するとともに、地域福祉活動を通して協定等の見守り体制の推進に努めていきます。	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の自治会や民間企業の協力を得て、孤立死に繋がりやすい人を見つける手がかりや他者との関わりを拒否する人をさりげなく見守り、地域住民の異変を発見した場合に適切な支援に繋げることを目的に、地域住民の異変情報提供に関する協定を締結し、孤立死防止対策を講じています。 協定書締結状況 民間事業者 19 者（令和 5 年度末現在） うち新聞販売店 8 者 宅配会社 5 者 郵便局他 6 者	孤立している方の実態、人数を把握することは困難なため、地域の自治会や民生委員児童委員、民間事業者等と連携し、広く協力を得ることにより、異変を早期に発見し、適切な支援を行うことが求められます。また、高齢者人口、単身世帯の増加に伴い、対象となる方も増加すると考えられるため、新たな手法も含め、多岐にわたる対策が必要です。	地域での孤立化を防止するためには、日頃からの住民同士の結び付きが重要と考えられることから、引き続き、自治会、民生委員児童委員、地区社協をはじめ、事業者等における各団体に対し、近隣での助け合いについて協力をお願いし、地域における共助の輪が広がるよう支援してまいります。	生活支援課	88	16
	(3) 子どもの健全育成に係る施策の総合的推進	妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な相談に応じることで、ライフステージを通じて切れ目なく適切な支援につなげていきます。 児童虐待やひとり親家庭の増加等を背景に要保護児童が増えているた	母子健康手帳交付時や相談、乳幼児健康診査や訪問等の地区活動をとおり、対象者に合わせた助言を行い、不安や心配事があったときに、身近な相談相手として相談できる関係づくりと、ハイリスクで支援が必要な方には支援プランを作成	母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が聞き取りの中で、アセスメントシートを活用し、ハイリスクで支援が必要な方を早期発見介入に努めます。個々のニーズにあわせた継続的な支援を行います。	保護者から様々な悩みの相談を受けた際には、丁寧な聞き取りとアセスメントを行い、個々のニーズにあわせて社会資源の案内や関係機関との連携を行います。妊娠届出時にも、アセスメントを行	保健センター	89	17

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
		め、児童福祉施策や教育行政に加え、様々な地域活動を組み合わせることで、総合的に対応していきます。	して対応しました。 妊産婦や子育てする方の不安感の解消や個々の状況に応じて関係機関との連携を図り、児童虐待のリスクの軽減に努めました。 子どもの発達相談室と保健センターで連携し、発達の支援が必要な未就学児は専門職が個別及び集団での支援を行いました。	子どもの発達相談室では、臨床（発達）心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士を常時配置しており、今後も専門的、多角的に迅速に相談に対応していく必要があります。	い、支援が必要な妊婦については、関係機関と連携をとりながら、継続的な支援を行います。 家庭訪問の際には、保健師等の専門職が、妊産婦や保護者、新生児、乳児だけでなく家族全体を対象ととらえた視点をもって支援を行います。 子どもの発達相談室では、臨床（発達）心理士をはじめとした専門職が発達に課題を抱えたお子さんへの支援をより厚く実施しています。虐待につながるケースの中には発達に課題のあるお子さんが含まれることも多く、育てにくさへの支援も積極的に実施します。			
効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	（１）効果的・効率的なニーズの把握	公的な福祉サービスに関する相談や苦情・要望については、これまで電話や郵便、ファックスやメール、来所により各担当部署で受け付けてきたほか、各課の会議等の場でも出された意見等を各関係部署へ報告してきました。さらに市民からの相談、苦情、要望をデータベース化し、市役所LANで検索可能なシステムを導入し、適切かつ早期に行える体制を整備していきます。	市民からの相談、苦情、要望等のデータベース化については、各所属において情報共有できる環境を整えるため、引き続き検討しましたが、具体的なシステムの構築には至りませんでした。 「市政メール問合せ」及び「市長への手紙」で寄せられた相談、意見、苦情は即日関係課へ転送し、対応を依頼しています。 窓口や電話での市民相談では、市民相談係で話を伺った後、各担当窓口を案内しています。また法律などの専門的な相談については、弁護士との法律相談や税理士との税務相談を案内しています。	直接、市に入る相談や苦情、また各課で受け付けたものについて、適切かつ早期の対応を実施するためには事例集を作成し、情報を共有することで対応が可能となるか、関係各課で検討する必要がありますと考えています。 各課でよく受け付ける質問などは、市ホームページ「よくある手続等の質問」を更新し公開していますが、前回までの取組状況で課題としていた、各課で受け付けた相談などの事例集を作成することについては、現在まで調整の場が設けられていないのが実情です。	公的な福祉サービスにかかわらず、市に対する全ての相談・苦情・要望については、各課で回答をした内容を事例集として作成し、関係各課と調整のうえ、全庁的に共有できる仕組みを実装してまいります。 様々な相談、意見、苦情が増加しています。これについては、市民からの声をもとに、今後の市の取組の参考としてまいります。	情報政策課 生活支援課 総務課	90	18

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和５年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
	(２) 誰もが 必要な福祉 情報を容易に 入手できる情 報提供体制の 拡充・強化	【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 「総合ポータルサイト」の構築について情報収集及び内容を把握考慮し、最新の情報提供ができるよう検討します。 【福祉マップの作成】 障がいの有無にかかわらず誰もが活用できる公共施設等のバリアフリー情報について、市で作成する各種ガイドブック等に掲載できるよう関係部署と連携を図り、周知広報に努めていきます。 【転入者への担当民生委員の紹介】 転入してきた方に対し、相談者として民生委員（児童委員）の紹介及び一斉改選翌年には、担当地区へ民生委員名簿を全戸配布いたします。	【福祉マップの作成】 市のホームページで、市内公共施設のオストメイト対応トイレ一覧を掲載しました。 【転入者への担当民生委員・児童委員の紹介】 ５月及び９月に広報誌「みんせい」を発行し、民生委員・児童委員の活動を紹介しました。また、新たに転入してきた方に対しては、転入届を提出される際、ご希望がある場合には生活支援課をご案内しております。電話による民生委員・児童委員の連絡先問合せに対しては、相談内容に合わせた相談窓口の案内を基本とし、民生委員・児童委員への連絡が必要な場合は電話番号と苗字を伝え、民生委員・児童委員の個人情報の保全に努めました。	【福祉マップの作成】 市内公共施設のオストメイト対応トイレ一覧について情報更新し、引き続き周知広報に努める必要があります。 【転入者への担当民生委員・児童委員の紹介】 転入者に対し、民生委員・児童委員の名簿（担当地区）を配布できるかの検討が必要です。現在は、広報誌「みんせい」に氏名、電話番号を記載していますが、住所は記載していません。 民生委員・児童委員が地域において安定的に活動できるよう、活動における負担の軽減と個人情報の保全が課題として挙げられます。	【福祉マップの作成】 市内公共施設のオストメイト対応トイレ一覧について、障がい福祉ガイドブックへの掲載を検討します。 【転入者への担当民生委員・児童委員の紹介】 ９月に広報誌「みんせい」を発行し、民生委員・児童委員の活動を紹介します。新たに転入してきた方に対しては、転入届を提出される際、ご希望がある場合には生活支援課を御案内いたします。電話による民生委員・児童委員の連絡先問合せに対しては、相談内容に合わせた相談窓口の案内を基本とし、民生委員・児童委員への連絡が必要な事例のみ、電話番号と苗字を伝え、民生委員・児童委員の個人情報の保全に努めます。	PR 推進室 障がい者支援課 生活支援課	90	19
福祉サービスの利用者 の相談体制の充実	(１) 成年 後見制度・ 日常生活自 立支援事業 の普及啓発	野田市社会福祉協議会が、平成 27 年度から日常生活自立支援事業の実施主体となり、平成 29 年 1 月からは、野田市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談対応、市民後見人の育成、法人後見事業を実施していることから野田市社会福祉協議会に対し助成を行っていきます。心配ごと相談運営委員及び相談員に対しては、成年後見制度・日常生活自立支援での財産問題などの専門的な相談にも応じることができるよう研修会を開催し、資質の向上に努めています。	野田市社会福祉協議会が設置する野田市成年後見支援センターで、認知症や知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように、成年後見支援制度や日常生活自立支援事業を活用し、支援しました。 【取組実績】 (1) 相談支援事業 1 相談件数 77 件（延べ 182 回） (2) 法人後見事業 1 新規受任件数 0 件 2 終了件数 2 件 3 現受任件数 14 件（後見 13 件 保佐 1 件） 4 後見支援員配置状況 現任者数 5 人 登録者数 5 人（市民後見人養成講座修了者） (3) 日常生活自立支援事業 1 新規契約者数 28 人 2 解約者数 22 人 3 現契約者数 106 人 4 生活支援員配置状況 現任者数 15 人 登録者数 15 人 障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努めるととも	成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及、啓発と共に、病院や社会福祉協議会等の関係機関等との連携強化を図れ、障がいがある人の成年後見を行いました。 野田市成年後見支援センターへの相談件数、法人後見受任件数、日常生活自立支援事業の契約件数は依然として多数寄せられています。 サービスの質を向上させるため、職員体制の拡充、職員の専門性の向上が課題です。 制度を必要としている方々に行きわたるよう、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及、啓発と共に、病院や社会福祉協議会等の関係機関等との連携強化が必要です。	引き続き普及啓発に努めるとともに、市役所、障がい者基幹相談支援センター及び市と一般相談に係る委託契約を締結した相談支援事業所の相談支援において、制度を必要とする方等への利用案内を実施します。 野田市成年後見支援センターの職員体制の充実、専門性の向上を図り、質の高いサービスが提供できるように取り組んでまいります。 また、障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努めるとともに、市役所及び市内相談支援事業所の基本相談支援において、制度を必要とする方等への利用案内を引き続き実施します。	障がい者支援課 社会福祉協議会 生活支援課	91	20

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和 5 年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
			に、市役所及び市内相談支援事業所の基本相談支援において、制度を必要とする方等への利用案内を実施しました。また、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会権利擁護部会において、成年後見制度の現状、課題について検討しました。					
	(2) 苦情解決処理システムの利用の促進 (制度の整備)	野田市社会福祉施設苦情解決システム運営要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、施設内の見えやすい場所に周知用チラシを掲示し苦情解決に努めます。	苦情解決システム運営要綱に基づき、市として福祉施設サービス苦情相談員を4名選任しております。 その他、苦情受付担当者を選出し、各施設の見やすい場所に掲示するなど、広く周知に努めました。 具体的に申出がなされた場合は、個人情報に関するものを除き、市報で公表することとしております。 令和5年度においては、申出実績はありませんでした。	苦情解決システム運営要綱に基づき、市として苦情解決責任者及び苦情受付担当者を選出後、福祉施設へ掲示し、周知しました。今後も、利用者からの苦情解決のため、引き続き制度や事業の周知に努め、利用の促進を図る必要があります。	引き続き、苦情解決システムについて施設内において利用者へ周知を図るよう指導し、円滑な利用の促進を図ります。 令和7年3月31日をもって、現任のサービス苦情相談員の任期が終了することから次期サービス苦情相談員の委嘱を行います。	生活支援課	92	21
	(3) 地域包括支援センターの活用	市内4つの日常生活圏域にある地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援などを行っていきます。	要支援1・2の方の介護予防ケアマネジメント(ケアプラン作成)実施人数は、延14,876人。うち介護予防・日常生活支援総合事業のみ利用したケアプラン作成数は5,793人。 総合相談・支援の人数は延べ25,158人。うち、虐待等権利擁護に関する人数は延べ549人。 介護支援専門員への後方支援については、延べ773人に実施しました。 令和5年6月9日付で野田市南第2地域包括支援センターが閉鎖したことから、野田市高齢者支援課地域包括支援センターが南第2圏域を担当しました。	介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援について、高齢者の増加に伴い、支援対象者が増加している中、今後も支援が必要な高齢者等の早期発見、対応をするうえで、関係機関との連携や協力体制がさらに重要になると考えます。	今後も、引き続き関係機関との連携を図りながら、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援など、支援が必要な高齢者等の早期発見・対応を実施し、効果的・継続的な支援に努めます。	高齢者支援課	92	22

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和５年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
生活困窮者の支援	(１) 日常生活の支援	「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」により、条件に見合わない理由による民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行っています。それとともに非課税の世帯に対し、家賃保証委託契約時に要する費用の一部を助成し、入居の機会の確保と入居後の安定した居住の継続を支援し、また、離職による生活困窮者等の住宅に対し、家賃相当の「住居確保給付金」を支給しています。今後は、生活困窮世帯の包括的な実態把握に努め、必要に応じた生活支援事業の継続と様々な支援について検討し、必要な施策と支援体制の強化を図ります。また、医療・介護扶助等のサービスを安心して受けられるよう関係機関相互の連携を強化し、継続的に実施していきます。	野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業 利用状況 [令和５年度実績] (令和６年３月末現在) 相談件数 ０件 申請件数 ０件 入居保証 ０件 情報提供 ０件 生活困窮者世帯の包括的な支援を行いながら、支援体制の強化を図るため、相談支援関係機関と情報共有の円滑化及び効率的・効果的な支援を行うため、毎月１回、支援調整会議を実施しました。 ○支援調整会議 12 回開催、 82 ケース検討 ○住居確保給付金 支給人数 10 人 延べ支給月数 17 月 支給額 1, 525, 400 円	保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。 前年度まで実施されていた自立支援金は終了しており、その他、住居確保給付金を申請する世帯も減少している。住居確保給付金を受けた世帯においても、支給月数が短期化しており、１月または２月の支給で終了するケースが多く見られます。	住宅弱者からの民間賃貸住宅の入居に関する相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、協力不動産店及び関係部署への周知を行い、事業の広報・周知に努めています。 生活困窮に関しては、パーソナルサポートセンターを中心として、ハローワーク、社会福祉協議会、営繕課、生活支援課の連携・協働に努め、就労支援の強化や既存の制度活用で自立に繋がる支援を実施してまいりますが、なお自立が困難な方については生活保護の受給へつなぎ、支援を続けてまいります。	営繕課 生活支援課	92	23
	(２) 自立に向けた支援	平成２７年４月から施行された生活困窮者自立支援法の必須事業である「自立相談支援事業」により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り、また、令和元年度から就労・家計など様々な面からの自立に向けた包括的な支援として、「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」の三事業を一体的に行っております。今後も、支援対象者の掘り起こしと就労その他の自立に向けた支援を行っていきます。	パーソナルサポートセンターにおいて、就労支援や住宅喪失、多重債務、ひきこもりをはじめとした心の健康等、様々な問題に直面している方の課題解決に向け、寄り添い型の相談・支援を継続的に実施しました。 ○生活困窮者自立相談支援事業 新規相談者数 248 人 継続相談者数 延べ 1, 693 人 支援件数 3, 841 件 (うち電話 2, 525 件) ○就労準備支援事業 受付件数 82 件 利用者数 延べ 82 人 (利用回数 673 回) ○家計改善支援事業 新規相談者数 75 人 継続相談者数 81 人 改善者数 33 人	コロナ禍であった２年度をピークとして、以後は相談者、相談件数とも減少傾向が続いています。就労準備支援事業については利用者、利用回数ともに減少しているものの、日常生活の改善から支援を行う方が増えており、長期的視点で支援を続けることがより強く求められます。	引き続き、生活支援課とパーソナルサポートセンター、ハローワーク、就労準備においては受託事業者である NPO 法人アースアズマザー千葉との連携に努め、常用収入による自立に向け支援を行ってまいります。	生活支援課	93	24

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和 5 年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
	(3) 学習支援事業	平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法の「子どもの学習支援事業」を、経済的な理由により学校以外に学習の機会のない中学生を対象に実施しました。 平成 30 年度からは、小学 3 年生も対象にし、「子ども未来教室」として引き続き実施していきます。	経済的な理由により学習機会の少ない中学生を対象に実施してきた「ステップアップセミナー」を、平成 29 年度からは、「子ども未来教室」として、受講者を限定することなく基礎学力の向上や学習習慣の定着を希望する中学生全体に拡大して英語と数学の学習支援を、30 年度からは、授業への理解の差が目立ってくる小学校 3 年生も対象として、国語、算数の学習支援を実施しており、令和 5 年度も引き続き実施しました。 【対象者】 受講を希望する市内公立小中学校に通う小学校 3 年生及び中学校 1 年生から 3 年生まで 【開催期間】 ○小学校 3 年生 令和 5 年 4 月 27 日～令和 5 年 10 月 31 日 (毎週 1 回、平均 14 回) ○中学生 令和 5 年 5 月 1 日～令和 6 年 3 月 22 日 (毎週 1 回、平均 44 回) 【開催場所】 ○小学生 各学校の特別教室等 ○中学生：中央公民館、第二中学校、東部公民館、南コミュニティ会館、南部梅郷公民館、北コミュニティ会館、北部公民館、川間公民館、福田公民館、関宿公民館、二川公民館、木間ヶ瀬公民館の 12 会場 【最終実績】 ○小学生 受講者登録者数 310 人 全体の出席率 92.4% 全体の延べ受講人数 3,873 人 ○中学生 受講者登録者数 366 人 全体の出席率 56.4% 全体の延べ受講人数 9,079 人	○小学校 3 年生 事業終了後の児童アンケートでは、「算数または国語が好きになった」、「両方が好きになった」と回答した児童が約 9 割となり、学習への興味関心を高めることにつながりました。 ○中学生 学習効果を確認するために実施した英語・数学の総合テストの結果を考察すると、基礎問題でのつまずきが多かったことから、基礎学力の定着に課題があることがわかりました。 ○全体 昨年度より実施回数が増えたことから、延べ受講人数は大幅増となりました。 児童、生徒の基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるためには、個々の理解度に応じた指導をしていく必要があります。	今後も児童・生徒 5 人までにつき講師 1 人を配置するとともに、よりきめ細やかな対応を図るため、習熟度や学習の取組状況など、個々の状況に対応して学習支援できるよう、少人数グループごとに担当の講師を決めるものとします。また、配慮を要する児童・生徒に対して講師を加配する等の体制をとり、充実を図ります。 児童、生徒の基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高められるようにするため、学習プリントによる反復学習を取り入れるなど自ら学習し、努力を重ねていけるように学習のサポートを図ります。	生涯学習課	93	25
	(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり	生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の活用、就労先の開拓、様々な社会参加の場づくりが必要になります。今後、住民の理解促進を図りながら必要な地域支援ネットワークの構築等を進めていきます。	相談者の属性に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止める包括的な相談支援体制を整える重層的支援体制整備事業の準備事業を実施しました。その中で、相談体制のあり方や各支援機関との連携の仕方など、実施体制の検討を重ねるとともに、庁内関係課職員を対象とし	既に各分野において相談支援体制が構築されていますが、分野と分野、制度と制度の隙間に陥らせないためにも、各々の分野を横断的に繋げる役割を担う機関が求められます。 複雑化・複合化した課題に対し、多くの支援機関を繋げる橋渡しとなる役	令和 6 年度からの重層的支援体制整備事業実施にあたり、既存の相談支援窓口で担当外の課題を把握した場合の連携について、各課の意識徹底を図ります。また、課題が複雑化した事例や、制度の狭間にある課題を抱えた事例につい	生活支援課	93	26

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和 5 年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
			た研修会を行い、事業の理解を深めるとともに、その意義について認識の共有を図りました。	割を、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業者が担うことを明確にし、関係機関間での認識を共有する必要があります。	ては、支援の調整を行う多機関協働事業に確実に繋がます。多機関協働事業者は課題を整理し、必要な支援を受けられるよう舵取りを行うとともに、課題の解決まで伴走して支援を実施します。			
バリアフリー社会の確立	(1) ハード面のバリアフリー化	福祉のまちづくりパトロールなど、市独自の事業活動を、引き続き推進していきます。公共施設のバリアフリー化については、福祉のまちづくり運動推進協議会の意見を踏まえ進めます。	公共施設のバリアフリー化については、野田市福祉のまちづくり運動推進協議会を経て、総合公園体育館トイレ洋式化工事、東部公民館トイレ洋式化工事、中央公民館トイレ洋式化工事の実施、北コミュニティセンターに携帯型集団補聴システムを設置しました。	公共施設のバリアフリー化については、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき実施した「公共施設のバリアフリー化に対するニーズ調査」の結果や利用状況、優先度等を踏まえ、野田市福祉のまちづくり運動推進協議会を経て実施しております。	引き続き公共施設のバリアフリー化を進めます。	生活支援課 営繕課	94	27
	(2) ソフト面のバリアフリー	【心のバリアフリーの推進】 関係団体等の協力を得て、家庭、学校、地域での心のバリアフリーを推進していきます。 【障がい者等に対する防災面でのバリアフリー】 災害時の避難に特に配慮を要する避難行動要支援者の名簿整備が市町村の責務とされ、事前に同意確認を行うことで避難支援団体等への名簿の事前提供が可能となったことから、避難支援団体等と事前の情報共有を図り、災害時における実効的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。	毎月 1 日号の市報のだにおいて、「みんなで支えるバリアフリー」を連載し、広く周知を図りました。世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間においては、庁内職員にブルーリボンの着用を呼び掛けるとともに、障がい者団体が作成した啓発用懸垂幕を掲示し、啓発を行いました。 令和 5 年 11 月 19 日に「のだ市民活動ふれあいフェスティバル 2023」として、「福祉のまちづくりフェスティバル」「市民ふれあいハートまつり」「市民活動元気アップふえすた」を同時開催しました。	障がいのある人となない人が共に生きていく社会の実現に向けて、心のバリアフリーを更に推進するとともに、一緒に参加できる各行事への参加を支援する必要があります。 自力避難が可能な方や家族が支援可能な方など、避難できる方が名簿に記載されていることや、地域の高齢化により支援者が見つからないなどの課題があります。	障がいのある人となない人が共に生きていく社会の実現に向けて、市報等を利用し、心のバリアフリーを更に推進するとともに、一緒に参加できる各行事への参加を支援していきます。 11 月 17 日に「のだ市民活動ふれあいフェスティバル 2024」として、「福祉のまちづくりフェスティバル」「市民ふれあいハートまつり」「市民活動元気アップふえすた」の同時開催を予定しております。 避難行動要支援者の定義について、自助と共助の関係を改めて整理する必要があると考えており、今後、市としての考え方を整理してまいります。	障がい者支援課 生活支援課 高齢者支援課	94	28
福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	(1) コミュニティビジネスの検討	地域住民が主体的に地域の人材やノウハウ、資金等を活かして継続的に事業を行い、地域課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの立ち上げ支援について検討しています。（これまで「ふれあい喫茶つくしんぼ」という喫茶店ビジネス形態で対応している例があります。）今後とも、引き続き情報収集を行い調査研究していきます。	地域産業の振興及び発展を図るため、本市の特性を生かした一般消費者向けの新商品の開発に取り組む事業者（中小企業者、学校法人、NPO 法人等）を対象に補助金を交付して支援する「野田市商品開発事業」を実施しました。	令和 4 年度新規商品開発事業で採択され、令和 5 年度も継続して開発していた「野田産ビーフの贅沢キーマカレー」「さつま芋と小豆のお粥」「参鶏湯風お粥」について販売を開始しました。 また、令和 5 年度新規商品開発事業採択商品「美人ドレッシング～SAKURA～」についても販売を開始しました。 令和 3 年度に採択した「関宿城出世カレー」「夢中になるバウムクーヘン」も継続して製造・販売を行っています。 開発した商品については、市役所 1 階ラウンジに設置している「野田市の	引き続き、地域産業の振興及び発展を図るため、本市の特性を生かした一般消費者向けの新商品の開発に取り組む事業者（中小企業者、学校法人、NPO 法人等）を対象に補助金を交付して支援する「野田市商品開発事業」を実施します。 新商品の開発及び販路拡大を支援することで、企業・農業連携による 6 次産業化を図ります。 【対象事業】 「新規商品開発事業」 販売を目的として、本市の農産物や産業品、歴史、風土、文化的背景等を活用した、又は市内にお	商工労政課 生活支援課	95	29

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和 5 年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
				物産」ショーケースでの展示していることから、来庁者及び開発事業者から「ふれあい喫茶つくしんぼ」で販売を希望する声を多く頂いています。	いて製造される加工品等の開発を支援します。 「既存商品改良事業」 加工品等の改良により付加価値の向上及び販売の拡大を図ります。 市報、市ホームページへの掲載を始め、市役所 1 階ラウンジに設置している「野田市の物産」ショーケースでの展示などにより積極的に P R していくことで商品の販売拡大を支援していきます。			
	(2) 福祉協力店制度の検討	福祉活動に積極的に取り組む企業・店舗等と協力し、障がい者団体連絡会の作成した「やさしい街マップ」と効果的に連携をとり市民に情報提供する「福祉協力店制度」の導入等、様々な事例を参考にしながら、制度の在り方などについて調査研究していきます。	全国の実施事例など実態把握のための情報収集を行いました。現在のところ、「福祉協力店制度」の実施には至っておりません。	「福祉協力店制度」の内容について、実施するサービスの範囲をどの程度とするかは自治体で異なりますが、この制度を利用することで地域での見守り、孤立化の防止対策として有効と考えられます。 実施にあたっては、協力店舗や地域住民の行動範囲などを掌握し野田市の実態にあった内容とする必要があります。	「福祉協力店制度」のあり方などについて、情報収集や分析を続けるとともに、野田市社会福祉協議会と協議し、事業を導入する場合の方向性を含めた研究を続けてまいります。	社会福祉協議会 生活支援課	96	30

2 野田市地域福祉計画【第3次改訂版】取組状況 <いのち支える自殺対策の推進>

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
(1) 地域におけるネットワークの強化	【地域におけるネットワークの強化】 生活全般に関わる様々な問題を抱える市民に対し、一体的な支援を地域で展開していくための拠点を設置するとともに、自治会等の関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。	コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象にした、コミュニティ活動に関する研修会等の中で自殺対策についても言及してもらうことで住民間での意識の醸成の機会となり得る。	令和5年7月17日に開催された野田市自治会連合会主催の「新任自治会長研修」において、市が作成した自殺対策リーフレット「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて～相談窓口のご案内」の写しを資料として配布し、今後、悩みを抱える会員から相談を受けた際には、これら相談窓口を紹介いただくよう周知を行いました。	○	令和6年6月29日に、令和6年度の新任自治会長研修が開催される予定です。なお、令和6年度は情報交換会の時間を厚くする関係で、全体研修の時間が縮小され、自殺対策に関する市の資料の配布等は致しませんが、7月28日に開催予定の野田市自治会長会議の資料として配布できるか検討しております。	市民生活課	108	31-1
		市民活動支援センターの運営	地域の課題として、自殺問題を取り上げることで、行政と民間が連携して「地域づくり」として自殺対策を推進するための基盤づくりになり得る。	市民活動支援センターに自殺対策を課題として活動している団体の登録がなく、相談や支援を行ないませんでした。	×	自殺対策を課題として活動する市民活動団体には、市民活動支援センターで相談や支援を行います。	市民生活課	108	31-2
	【特定の問題に関する連携・ネットワークの強化】 自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう情報共有するなど、支援を行うための基盤を整備します。	地域ケア会議	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議で共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。	地域ケア個別会議開催回数 25回 地域ケア地区別会議開催回数 5回 地域ケア包括会議 1回 地域ケア推進会議 1回	◎	引き続き、関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。	高齢者支援課	108	31-3
		高齢者虐待防止ネットワーク協議会	高齢者虐待防止ネットワーク協議会の各会議において虐待事案として把握した内容を、情報共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。	高齢者虐待防止ネットワーク協議会代表者会議開催回数 1回	◎	引き続き、関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。	高齢者支援課	108	31-4
		生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援等を行うことで、自殺リスクの軽減を図る。	パーソナルサポートセンターにおいて、就労支援や住宅喪失、多重債務、ひきこもりをはじめとした心の健康等、様々な問題に直面している方の課題解決に向け、寄り添い型の相談・支援を継続的に実施しました。 ○生活困窮者自立相談支援事業 新規相談者数 248人 継続相談者数 延べ 1,693人 支援件数 3,841件 (うち電話 2,525件) ○就労準備支援事業 受付件数 82件 利用者数 延べ 82人 (利用回数 673回) ○家計改善支援事業 新規相談者数 75人 継続相談者数 81人 改善者数 33人	◎	引き続き、生活困窮者の課題解決に向けた相談・支援を通じて、自殺リスクの軽減を図ります。	生活支援課	108	31-5

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
		要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童・要支援児童等について、関係機関と連携し、情報を共有の上適切な支援をすることで、児童、又は保護者の自殺防止につなぐ。	要保護児童対策地域協議会の運営 代表者会議2回 実務者会議12回 個別支援会議95回。 児童虐待相談受付件数 424件 進行管理件数(延べ人数) 753人 進行管理台帳に登録されている子どもで学校・保育園等に所属している場合、所属機関と毎月1回書面による情報交換 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認について 子ども家庭総合支援課への情報提供件数 17件 安全確認、出国確認等により対応済みの件数17件 児童虐待防止推進月間の取組 「わたしの願う家族・家庭」ポスター展 応募総数328点(小学校326点・中学校2点) 優秀作品を市ホームページにて公開 児童虐待防止ステッカー等を公用車及び市内タクシー事業所の車両に装着し児童虐待防止意識の向上を図りました。 児童虐待を伴うDV相談件数 令和5年度新規DV相談61件中 35件	◎	野田市児童虐待防止対応マニュアル(児童相談所編)、(学校編)、(保育所・幼稚園・学童編)、(母子保健編)、(警察編)の見直し〔随時〕 母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進 要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理 虐待通告受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底 学校等から依頼があった場合の、警察官OBの同行訪問の実施 児童虐待防止推進月間におけるポスター展等の啓発事業、教職員等対象意見交換会・討論会、実務者研修会の実施 進行中の児童虐待の事例について学校等との定期的な情報交換 毎月開催される民生委員児童委員地区定例会での情報共有	子ども家庭総合支援課	108	31-6
		障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業	障がいに関する計画の推進について、調査審議を行う機関であり、障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携の促進を図る。	令和2年度に策定した第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画において、地域の社会的資源の連携を基盤とする相談支援体制の充実・強化を達成すべき目標に設定しました。また、計画に基づく施策や取組の進捗状況の評価又は検証を実施しました。また、令和6年度を開始年度とする第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を策定し、障がいに関する計画の推進を図りました。	◎	協議会において、計画に基づく施策や取組について、進捗状況の評価及び検証を実施します。	障がい者支援課	108	31-7
		野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営業務	地域の福祉・医療・教育及び就労に関連する業務に従事する者により構成される機関であり、各種支援機関の連携により構築された連携体制は、自殺対策を展開する上での基盤となる。	自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会として6部会を開催したほか、精神障がいにも対応した地域ケアシステム構築のための協議の場を設置し、情報を共有するとともに連携体制を拡充しました。	◎	自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の本会、専門部会並びに精神障がいにも対応した地域ケアシステム構築のための協議の場で情報を共有し、地域の連携体制の強化を図ります。	障がい者支援課	108	31-8
(2) 自殺対策を支える人材の育成	【ゲートキーパー養成講座】ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働などの	職員向けゲートキーパー養成研修	窓口における各種相談や税金・保険料等の徴収業務の機会を利用することで、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成する、ゲートキーパー養成研修を実施する。	相談業務や窓口業務において、自殺リスクが窺える市民の存在に気づいた際には、パーソナルサポートセンターへ同行し、生活全般にわたって相談を受け支援に繋げるよう、担当課職員への周知を行いました。	×	コロナ禍の影響もあり令和5年度まで実施できていませんが、相談業務や窓口業務に従事する職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施します。	生活支援課	109	32-9

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
	様々な分野において、問題を抱えて悩み、自殺を考えている人に気づき、声かけ、話を聞いて、必要な支援や相談へとつなぎ、見守る役割を担います。そのゲートキーパーを養成するための講座を開催し、身近な地域で支え手となる市民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。	一般向けゲートキーパー養成研修	身近な地域で支え手となる市民や日頃から市民への見守り活動等に尽力している民生委員児童委員等を対象にゲートキーパー養成研修を実施する。	地区民生委員児童委員定例会（全8地区）において、相談窓口一覧を配布するとともに、地域における見守り、気づき、つなぎの重要性について働きかけを行いました。（11月・3月）	△	野田市民生委員児童委員協議会全体研修において、地域自殺実態プロフィールに基づき野田市の現状を伝え地域の現状への理解を深めていただき、地域における見守りの一層の強化に御協力いただきます。	生活支援課	109	32-10
		ボランティア活動団体	ボランティア活動を行う団体に対し、ゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	地域における身近な見守り役、つなぎ役である、民生委員児童委員への働きかけを継続的に行いました。講師、会場の調整がつかず、市が主催するゲートキーパー養成研修の開催に至らず、ボランティア活動団体への研修案内と受講の推奨はありませんでした。	×	引き続き、地域における相談や支援の窓口の役割を担う民生委員に対する研修を実施するとともに、各種団体に対してもゲートキーパーの役割に関する資料や相談窓口等を案内する資料を提供し、様々な場面で「気づき」が生まれ、支援に繋がるよう、生きるための支援を行う人材の育成に努めます。	生活支援課	109	32-11
		青少年対策事務	青少年のスカウト連絡協議会、野田市子ども会育成連絡協議会等の青少年健全育成各団体にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	ゲートキーパー養成研修が開催されなかったことから、青少年健全育成各団体に案内と受講の推奨を行うことができませんでした。	×	青少年のスカウト連絡協議会、野田市子ども会育成連絡協議会等の青少年健全育成各団体にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行います。	生涯学習課	109	32-12
		学童保育事業	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あることから、学童保育所の職員にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	市主催のゲートキーパー養成講座の実施がなく研修の案内と受講の勧奨は行いませんでしたが、9月の自殺予防週間に合わせ、指導員に厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し制度についての周知を図りました。	○	児童や保護者と接する機会が多い学童保育所の職員に、自殺予防対策に関する養成研修または自殺対策講座の案内と受講の推奨を行います。 9月の自殺予防週間または3月の自殺対策強化月間に合わせ、厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し、制度について理解を深めることで、自発的な講座受講を促進します。	児童家庭課	109	32-13
		ファミリー・サポート・センターの運営	子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになることから、会員を対象にゲートキーパー養成研修の案内と受講の推奨を行う。	市主催のゲートキーパー養成講座の実施がなく研修の案内と受講の勧奨は行いませんでしたが、9月の自殺予防週間に合わせ、事務局を通じアドバイザーに厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し制度についての周知を図りました。	○	直接子育て支援に携わる提供会員に助言を行うファミリーサポートセンターのアドバイザーに、自殺予防対策に関する養成研修または自殺対策講座の案内と受講の推奨を行います。 9月の自殺予防週間または3月の自殺対策強化月間に合わせ、厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し、制度について理解を深めることで、自発的な講座受講を促進します。	児童家庭課	109	32-14

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
(3) 市民への啓発と周知	【リーフレット等の作成と配布】各種手続等で窓口を訪れた市民に対し、生きる支援に関する相談先を掲載したリーフレットを配布することで情報周知を図ります。【地域のネットワーク会議を活用した情報提供】社会福祉協議会や市民活動団体など、様々な分野の支援者にリーフレットを配布することで、情報の周知を図ります。【自殺予防週間と自殺対策強化月間の周知】9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間の周知を図ります。【高齢者や障がい者向け啓発資料への情報掲載】高齢者や障がい者向けリーフレット等に、生きる支援に関連した相談先の情報を掲載します。	自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、市報に相談窓口等を掲載し周知を図る。	千葉県精神保健福祉センターの移転に合わせ、当初9月の自殺予防週間に合わせて予定したリーフレットを10月に作成し、全民生委員児童委員へ配布、市内公共施設に配架、ホームページへ掲載して周知を図りました。3月は地区民生委員児童委員定例会(全8地区)において自殺対策強化月間の周知に努めました。	○	9月の自殺予防週間に合わせてリーフレットを作成し、公共施設に配架して周知を図ります。 3月の自殺対策強化月間について市報へ掲載し周知を図ります。	生活支援課	109	33-15
		図書館での自殺対策の啓発	自殺対策強化月間の周知に合わせて、自殺に関するコーナーを設置し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示等により啓発を図る。	自殺予防週間(9/10～16)にせきやど図書館において、「こころの処方箋」をテーマに資料展示を実施しました。 自殺対策強化月間(3月)に北図書館において、「まもろうよ こころ」をテーマに関連資料の展示を実施しました。	◎	9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間に合わせて、自殺予防に関するコーナーを設置し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示等を市内図書館1か所で順番に啓発を行います(9月興風図書館、3月南図書館)。	興風図書館	109	33-16
		老人福祉センターの運営	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施しました。	◎	引き続き、生活困窮者の課題解決に向けた相談・支援を通じて、自殺リスクの軽減を図ります。	高齢者支援課	109	33-17
		中根地域福祉センターの運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施しました。	◎	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知をしていきます。	高齢者支援課	109	33-18
		関宿福祉センターやすらぎの郷の運営	相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施しました。	◎	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知をしていきます。	高齢者支援課	109	33-19
		コミュニティづくりの推進	自治会役員等を対象に、コミュニティ活動に関する研修会の中で自殺対策についても言及してもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知を図る。	令和5年7月17日に開催された野田市自治会連合会主催の「新任自治会長研修」において、市が作成した自殺対策リーフレット「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて～相談窓口のご案内」の写しを資料として配布し、今後、悩みを抱える会員から相談を受けた際には、これら相談窓口を紹介いただくよう周知を行いました。	○	令和6年6月29日に、令和6年度の新任自治会長研修が開催される予定です。なお、令和6年度は情報交換会の時間を厚くする関係で、全体研修の時間が縮小され、自殺対策に関する市の資料の配布等は致しませんが、7月28日に開催予定の野田市自治会長会議の資料として配布できるか検討しております。	市民生活課	110	33-20

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
		人権教育・啓発に関する野田市行動計画	講演会等の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げることにより、住民への情報周知や啓発を図る。	○人権教室（小学校）の実施 12月7日（清水台小）、8日（木間ヶ瀬小）、9日（南部小） ○人権講演会（中学校）の実施 6月17日（第一中・対面）、7月4日（関宿中・対面）、7月12日（岩名中・ハイブリット）、7月18日（第二中・ハイブリット） ○人権・男女共同参画にかかるパネル展 自殺予防策の一環として、災害時のデマ等に注意を促す展示をしました。 令和6年1月31日～2月6日 市役所1階ふれあいギャラリー ○人権出前講座や職員研修の際に、自殺防止に関する内容を取り入れました。 北部公民館市民セミナーへの出前、意外とあるかも思い込み 12月5日 保育所職員研修への出前 ～保育所あるあるから人権尊重を考える～ 令和6年1月18日	○	○人権教室（小学校・12月実施予定） ○人権講演会（中学校・10月～11月実施予定） 人権・男女共同参画にかかるパネル展にて、関連展示を行います。 令和7年3月19日～3月25日（予定） 市報「みんなのバリアフリー」にて、人権啓発記事を載せる際に自殺防止の大切さについて触れることとします。 人権出前講座を行う際に、自殺防止について触れる内容を取り入れます。	人権・男女共同参画推進課	110	33-21
		男女共同参画計画	講演会等や啓発情報誌の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げることにより、住民への情報周知や啓発を図る。	男女共同参画に関する出前講座や職員研修の際に、自殺防止に関する内容を取り入れました。 北部公民館市民セミナーへの出前、意外とあるかも思い込み 12月5日 保育所職員研修への出前 ～保育所あるあるから人権尊重を考える～ 令和6年1月18日	○	人権・男女共同参画にかかるパネル展にて、関連展示を行います。令和7年3月19日～3月25日（予定） 男女共同参画に関する出前講座を行う際に、自殺防止について触れる内容を取り入れます。	人権・男女共同参画推進課	110	33-22
		育英資金に関する事務	支給対象の学生に、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図る。	新規申込み者がいませんでした。	△	今後とも引き続き、育英資金の支給対象となる学生に対して、情報周知に努めます。	学校教育課	110	33-23
		教職員人事・研修関係事務	研修資料の1つとして、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、教員自身並びに児童生徒向けの支援策の周知を図る。	リーフレットを各校に配布し、教員及び児童生徒へ生きる支援について周知するとともに、校内研修や管理職との面談を通じて、教員の悩み等の把握に努めました。	△	今後とも引き続き、教職員の研修等を通して、メンタルヘルスについての情報の周知と理解に努めます。	学校教育課	110	33-24
		青少年対策事務	地区別懇談会において、青少年の抱える問題や自殺対策に関連した内容を取り上げ、住民への情報周知や啓発を図る。	南部地区において地区別懇談会を開催しました。	△	地区別懇談会の開催・参加を増やし、青少年の抱える問題や自殺対策に関連した内容を取り上げ、住民への情報周知や啓発を図ります。	生涯学習課	110	33-25
		青少年補導センター事業	青少年補導員の研修会等で、青少年の非行防止・青少年の現状等や自殺対策に関連した内容を取り上げ、情報周知や啓発を図る。	青少年補導員の総会後において研修会を開催しました。	◎	引き続き研修会等で、青少年の非行防止・青少年の現状等や自殺対策に関連した内容を取り上げ、情報周知や啓発を図ります。	生涯学習課	110	33-26

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和５年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
		ガイドブック作成事業	障がい福祉ガイドブックに相談窓口の一覧情報を掲載し配布することで、市民に対して相談機関の周知、啓発を図る。	主な相談機関の一覧を障がい福祉ガイドブックに掲載し、ガイドブックはホームページで閲覧を可能にしました。	◎	障がい福祉ガイドブックの更新に合わせて、掲載が必要な相談窓口の掲載を検討します。	障がい者支援課	110	33-27
(４) 生きることの促進要因への支援	【自殺リスクを抱える可能性のある人への支援】生活全般に関わる問題を気軽に相談できる場所として一体的に支援を提供する地域の拠点づくりを進めます。 【適切な介護サービス等の利用支援】高齢者の身体等の状況変化に合わせて適切な介護サービス等が利用できるように、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。 【子育て世帯に対する支援】保護者に対する子どもの相談機会の提供や、自由に交流できる場の設置等を通して問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。 【児童家庭に対する支援】児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し関係機関と連携し、課題の解決を図ります。 【支援者への支援】介護者、市職員、教職員等、支援者のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、必要な場	一般相談	日常生活の悩み事や相続、離婚などの一般的な相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	窓口や電話で、問い合わせがある都度対応しました。 令和５年度は 853 件の相談に対応しました。	◎	日常生活の悩み事などを対面相談や電話相談で対応していきます。また、専門相談機関等の案内を行います。	総務課	110	34-28
		法律相談	土地、相続、金銭貸借、親族、近隣関係など法律全般の相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	電話予約により月 7 回～8 回、弁護士への相談を実施しました。 令和５年度は 799 件の相談に対応しました。	◎	専門家からのアドバイスとして、対面相談や電話相談で対応していきます。	総務課	110	34-29
		交通事故相談	交通事故のもめごとや示談の進め方、損害賠償の請求など相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	電話予約により月 2 回（奇数月は月 1 回）、交通相談員への相談を実施しました。 令和５年度は 8 件の相談に対応しました。	◎	専門家からのアドバイスとして、対面相談や電話相談で対応していきます。	総務課	110	34-30
		認知症カフェ	認知症高齢者とその家族が自由に交流できる場を確保し、介護者同士が自由に話したり相談したりできる情報交換の場を設けることで、認知症高齢者とその家族の支え合いの推進に寄与し得る。	認知症カフェ開設数 9 箇所 新たに 2 団体が認知症カフェを開設しました。	◎	今後も、自由に交流できる場を確保し、介護者同士が自由に話したり相談したりできる情報交換の場を設けることで、認知症高齢者とその家族の支え合いができる場の体制を整備していきます。	高齢者支援課	111	34-31
		えんがわ	住民主体の通いの場「えんがわ」の開設に補助を行い、人と人とがつながることができる場所を市内全域に広げることにより介護予防や孤立化の防止を図る。	えんがわ開設 33 箇所 新規開設箇所は 6 箇所、開催箇所は 32 箇所 で昨年度より参加者数も増加しました。	○	小学校区に 2 箇所ずつの開設を目標とし、市報やホームページを活用してえんがわ制度の周知を図り、未開設の小学校区への開設を推進します。	高齢者支援課	111	34-32
		認知症サポーター養成	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識を有する市民を養成していくことで、認知症の家族が抱える負担を少しでも軽減するとともに、自殺リスクの低減を図る。	認知症サポーター養成講座 開催回数 50 回 参加者数 1,770 人 養成者累計 19,257 人	◎	今後も、認知症サポーター養成講座開催し、認知症に関する知識を有する市民を養成していくことで、地域で支えるサポーターを増やし、認知症の本人やその家族を支える体制を整備していきます。	高齢者支援課	111	34-33
		敬老祝事業	敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に取り組みました。 令和５年度祝金対象者 42 人 令和５年度祝品対象者 1,113 人	◎	敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に取り組みます。	高齢者支援課	111	34-34
		避難行動要支援者名簿の提供	高齢者や障がい者など、災害時の避難に支援を要する方について、自主防災組織、自治会等の役員、民生委員等	災害時の避難に支援を要する方について、自主防災組織、自治会等の役員、民生委員等	△	高齢者や障がい者など、災害時の避難に支援を要する方について、自主防災組織、自治会等の役員、民生	高齢者支援課	111	34-35

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和５年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
	合には早期に適切な支援先へとつなげるなど支援を図ります。		が、避難行動要支援者名簿を基に、日頃から要支援者の見守りや声かけを実施することにより、地域とのつながりを形成し、孤立化の防止を図る。	ことにより、地域とのつながりを形成し、孤立化の防止に取り組みました。		委員等が、避難行動要支援者名簿を基に、日頃から要支援者の見守りや声かけを実施することにより、地域とのつながりを形成し、孤立化の防止に取り組みます。 なお、避難行動要支援者の定義について、自助と共助の関係を改めて整理する必要があると考えており、今後、市としての考え方を整理してまいります。			
		福祉タクシー事業	外出が困難な要介護者に外出する機会を作ることで、要介護者の困難や問題がひきこもることを抑制する。	外出が困難な高齢者等に外出する機会を作ることで、高齢者のひきこもりを抑制し、外出する負担の軽減に取り組みました。 令和５年度利用者数 1,631人	◎	外出が困難な要介護者に外出する機会を作ることで、要介護者がひきこもることを抑制します。	高齢者支援課	111	34-36
		家族介護慰労金支給事業	重度の介護を要する高齢者を居宅で介護している家族に対し、慰労金を支給することにより、介護に係る経済的負担の軽減及び精神的不安の解消を図る。	１年以上継続して要介護４又は５の認定を受けている方を介護している家族で、世帯全員が市民税非課税であり、市税を長期間滞納しておらず、過去１年間に介護保険サービスを利用せず、過去１年間に通算９０日を超える入院をしていない重度要介護者を介護している介護者に、家族介護慰労助成金として年額１０万円を支給するものです。 令和５年度支給者数 １人	◎	慰労助成金を支給することで介護者の経済的、精神的負担の軽減に取り組みます。	高齢者支援課	111	34-37
		徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊高齢者を介護する家族に無線発信機を貸与し、徘徊高齢者の安全を確保することで、介護している者等の精神的負担の軽減を図る。	徘徊行動の見られる認知症の高齢者を介護する家族等に、ＧＰＳ機能の付いた無線発信機を貸与し、徘徊があった場合に、市の指定した事業者がＧＰＳで居場所を確認して家族等に伝え、徘徊高齢者の安全確保に努めるサービスを行いました。令和５年度は新規利用０人、利用資格喪失２人でした。 令和６年３月３１日現在利用者 ０人	◎	徘徊高齢者の安全確保、自殺防止に努めるとともに、介護者の精神的負担軽減に取り組みます。	高齢者支援課	111	34-38
		訪問理容サービス事業	理容業者が訪問時に高齢者とその家族の状況が確認できることから、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯または要介護３～５の認定を受けている要介護者で、一般の利用サービスを受けることが困難な方を対象に、訪問理容サービス利用事業助成券を交付し、訪問理容費用の一部を助成するものです。令和５年度は、延べ２３件の助成を行い、自宅を訪問し利用者の様子を確認することで不安の解消等に取り組みました。	◎	理容業者が自宅を訪問することで本人の状況を把握し、適切な声かけや対応を行うことで自殺防止に努めるとともに、介護者の負担軽減に取り組みます。	高齢者支援課	111	34-39
		合同就職相談会	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	令和５年９月９日に、野田市役所１階エントランスホールを会場として介護職員合同就職相談会を開催しました。 就職を促すことにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消に取り組みました。	◎	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消に取り組みます。	高齢者支援課	112	34-40

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和５年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
		体験就労事業	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、施設における受入れを制限していたため、実績がありませんでした。	×	就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消に取り組めます。	高齢者支援課	112	34-41
		配食サービス	ひとり暮らしの高齢者等に夕食の配達をすることで、栄養のある食事を摂取し健康増進を図る。また、安否確認を行うことにより、自殺リスクを抱えている利用者の早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	食生活の改善と健康増進、また配食時に安否確認を行い、本人及び家族の不安の解消に取り組めました。 利用者数 214 名 配食数 31,176 食	◎	ひとり暮らしの高齢者等に夕食の配達をすることで、栄養のある食事を摂取し健康増進を図ります。また、安否確認を行うことにより、自殺リスクを抱えている利用者の早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を行い本人及び家族の不安解消に取り組めます。	高齢者支援課	112	34-42
		家族介護教室	介護に関する知識を得ることで、高齢者介護の負担軽減や参加者同士の情報交換を行ったりできる場を設けることで孤立化の防止を図る。	令和３年度より事業廃止となりました。	×	令和３年度より事業廃止となったため。	高齢者支援課	112	34-43
		ひとり暮らし高齢者福祉台帳	独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、自殺のリスクを抱えている可能性のある方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、日常生活に不安を抱えている方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取り、不安の解消に取り組めました。	◎	独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、自殺のリスクを抱えている可能性のある方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取ります。	高齢者支援課	112	34-44
		緊急通報システム	持病を持つ方などが緊急通報装置を設置することで、精神的安心感を与えることにより、自殺リスクの低減を図る。	緊急通報装置を設置することで、持病を持つ方や、日常生活に不安を抱えている方に対して、精神的安心感を与えることに取り組めました。 令和５年度新規設置者 55 名	◎	持病を持つ方などが緊急通報装置を設置することで、精神的安心感を与えることに取り組めます。	高齢者支援課	112	34-45
		介護用品支給事業	要介護者等を介護している者等の経済的負担の軽減を図るとともに、介護用品の配達時に、安否確認を行い必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	在宅で生活している要介護者及び要支援者を現に介護している者又は要介護者等本人に対し、介護用品を支給することにより経済的負担の軽減を図るもので、介護認定調査票等により、紙おむつの使用又は尿失禁が確認できる市町村民税非課税世帯の方を対象に、大人用紙おむつを支給しました。配送業者が自宅を直接訪問し利用者の様子を確認することで、不安の解消に取り組めました。	◎	介護用品の配送業者が直接自宅を訪問することで、本人の状況を把握し、適切な声かけや対応を行い自殺防止に努めるとともに、介護者の負担軽減に取り組めます。	高齢者支援課	112	34-46
		養護老人ホームへの措置入所	65 歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅において生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的苦痛から解放し、自殺リスクの低減を図る。	65 歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的な負担の軽減に取り組めました。	◎	65 歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅において生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的苦痛から解放し、負担の軽減に取り組めます。	高齢者支援課	112	34-47

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
		複合老人ホーム 野田市楽寿園の 運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	生活相談員を配置し、生活上の問題を相談し易く、問題を早期に発見し、関係機関に相談と連携をして、支援を行いました。	◎	生活相談員を配置し、気軽に相談できる体制となっています。生活上の問題を相談し易く、問題を早期に解決するよう支援します。	高齢者支援課	112	34 -48
		岩木小学校老人 デイサービスの 運営	施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。	生活相談員を配置し、生活上の問題を相談し易く、問題を早期に発見し、関係機関に相談と連携をして、支援を行いました。	◎	生活相談員を配置し、気軽に相談できる体制となっています。生活上の問題を相談し易く、問題を早期に解決するよう支援します。	高齢者支援課	112	34 -49
		いきいきクラブ 連合会の技術支 援	スポーツ大会や文化イベント等を開催することにより、高齢者の社会参加や健康・生きがいをづくりを促進し、自殺リスクの低減を図る。	新型コロナウイルス感染症対策のため、一部大会のみ実施しました。	△	いきいきクラブにおいては、スポーツ大会、文化のイベントに参加することで健康・生きがいをづくりの促進を行い、自殺リスクの低減を図っています。	高齢者支援課	112	34 -50
		介護相談員派遣 事業	介護相談員（民生委員）の施設訪問時に入所者が気軽に悩み相談ができることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止していた介護相談員の訪問活動を令和6年1月から再開し、市に登録した介護相談員が、介護サービス施設に出向いて利用者の不満や不安を受け付け、事業者と行政の橋渡しを行い問題の改善を図りました。	△	介護相談員派遣事業では、訪問した介護相談員に気軽に相談できる体制となっています。生活上の問題を相談し易く、問題を早期に解決するように支援します。	高齢者支援課	113	34 -51
		母子健康手帳交 付	母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職と子ども支援室の職員が、経済面や支援者の有無を含め、妊婦の状況を聞き取りし、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が聞き取りの中で、ハイリスクで支援が必要な方を早期発見し、関係機関との連携のうえ、より安心安全な環境で出産子育てができるよう支援しました。	○	母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が聞き取りの中で、アセスメントシートを活用し、ハイリスクで支援が必要な方を早期発見介入に努めます。国が実施する「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」を活用し、妊娠期からのメンタルヘルスに努めます。	保健センター	113	34 -52
		子ども相談	妊娠期から18歳までの親子の様々な悩みを相談することにより、不安を軽減するとともに、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	親子の様々な悩みを傾聴し、精神面での支援を実施しました。 発達課題のある児に対しては、保護者の障がい受容状況を確認しながら、必要に応じて療育の利用案内を実施しました。	○	保護者から相談を受けた際には、悩みを傾聴し、精神面での支援を実施するとともに、必要に応じて医療機関などの関係機関につなげます。また、児と保護者の両側面から支援を行います。 発達相談の中で、丁寧に保護者の障がい受容を進めます。必要に応じて医療機関や療育などの関係機関につなげます。	保健センター	113	34 -53

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
		野田市乳児家庭 全戸訪問事業 (新生児・妊産 婦、低体重児訪 問指導を含む)	乳児を抱える保護者との接触機会を 活用し、自殺リスクの高い保護者の早 期発見をし、必要に応じて関係機関と 連携し支援を行う。	専門職の訪問において新生児・産婦の健康状 態や育児状況等の問題を把握し、指導すること で問題解決や継続支援の必要なケースを関係機 関と連携することができました。きめ細やかな 支援に努め、保護者の育児不安の軽減につな げ、必要時、産後ケア等の利用を検討し、心の ケアや育児サポート等の支援を行いました。 産後ケア事業の周知に努めた結果、申請者及 び利用日数の増加につながり、育児不安の軽減 につながっています。 また、里帰りしている母子は、里帰り先への 訪問依頼を実施し、全数の把握に努めました。	○	妊娠届出時からアセスメントを行 い、支援の必要な妊婦には関係機関 と連携し、支援に努めます。 専門職による家庭訪問を行うこと によって、出産直後から母親の身体 的な回復や問題解決を共に行うなど きめ細かい支援を行います。また、 産後うつなど、リスクのある家庭に おいては、産婦や新生児・乳児だけ でなく家族全体を対象ととらえた視 点で支援を行います。 産後ケア事業を活用し、出産直後 の母子に対して、母親の育児不安の 軽減や育児手技の指導等、きめ細か い支援を行います。	保健センター	113	34- 54
		各種健診（乳幼 児）	乳児を抱える保護者との接触機会を 活用し、自殺リスクの高い保護者の早 期発見をし、必要に応じて関係機関と 連携し支援を行う。	健診や健康相談など保護者との接触機会を活 用し、保健師、心理士、栄養士、歯科衛生士な ど専門職による相談を実施して、自殺リスクの 高い養育者を早期発見し、関係機関と連携し、 支援を行いました。	○	健診や健康相談に来所した方だけ でなく、未受診者には訪問を実施 し、全数の把握に努め、自殺リスク が高い保護者の早期発見と早期支援 につなげます。	保健センター	113	34 -55
		寝たきり老人訪 問歯科診療	訪問時に在宅介護の状況等を確認で きることから、必要に応じて関係機関 と連携し支援を行う。	訪問歯科診療の利用申請がなかったため、実 績はありませんでした。	×	本事業は、令和5年度をもって終 了となりました。	保健センター	113	34 -56
		健康相談	健康に関する様々な相談に応じるこ とで、支援が必要な方々との接触の機 会を活用し、自殺リスクの早期発見と 必要に応じて関係機関と連携し支援を 行う。	来所や電話で、個別相談を随時受付し対応し ました。必要に応じて、関係機関と連携し支援 を行いました。	○	個別相談を随時受付、対応できる 体制を継続していきます。今後も必 要に応じて関係機関と連携した支援 を継続します。	保健センター	113	34 -57
		24 時間救急医療 体制	通常時間外で応急処置が必要な方の ために、精神疾患の急激な悪化や家族 の暴力等による、自殺リスクにかかわ る問題を抱えているケースに対応でき るようにする。	通常時間外で応急処置が必要な方のために、 精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等による、 自殺リスクにかかわる問題を抱えているケース に対し、保健所や精神科病院と連携しながら対 応しました。	○	通常時間外で応急処置が必要な方 のために、精神疾患の急激な悪化や 家族の暴力等による、自殺リスクに かかわる問題を抱えているケースに 対し、引き続き、保健所や精神科病 院、救急告示病院と連携しながら対 応してまいります。	保健センター	113	34 -58
		うつ病に関する 知識の普及啓発	うつ病の早期発見、適切な治療が自 殺予防の大きな鍵であることから、個 別相談、健康教育、こころの健康に関 する講演会等を通して、ストレスと上 手に付き合うための方法やストレスに 起因するうつ病等の様々な精神症状に ついて、知識の普及啓発を図る。	来所や電話で、ストレスに関する相談があっ た場合には、必要に応じて関係機関や相談場所 の紹介を行いました。（健康福祉センター（保 健所）の「精神保健福祉相談」や市の「障がい 者基幹相談センター」）	○	個別相談を通して、ストレスと上 手に付き合うための方法についての 知識の普及啓発に努めます。また、 今後も相談があった場合には関係機 関や相談場所の紹介を継続して行い ます。	保健センター	113	34 -59

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
		市税等徴収業務	市税等を滞納している方は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、納税相談を通じて自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	納付相談において、生活困窮や生活面における困難な問題を抱えていることを把握した場合には、猶予制度の説明や適切な相談機関への案内を行いました。 なお、生活困窮による滞納の場合には生活再建に向けた相談が必要となるため、年度当初に所属職員に対し、生活再建型納税相談の研修を実施しました。	◎	市税等を滞納している方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況である可能性が高いため、相談により状況を把握し、生活再建に向けた納付相談を行い、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。 職員の異動や制度の変更等に対応するため、課内において生活再建型納税相談に関する研修を継続して実施します。	収税課	114	34 -60
		市営住宅事務	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入等、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触する機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	自殺に関する相談 入居申込時の相談 0件 既存入居者の相談 0件 評価理由は相談件数が0件だったため	×	市営住宅の入居申込相談時や、既存の入居者で自殺リスクが見受けられた場合、関係機関と連携し支援を行います。	営繕課	114	34 -61
		消費生活相談	消費生活上の困難を抱える人は、自殺リスクの高いグループでもあり、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	消費生活相談では、アドバイスやあっせんにより多くの問題を解決することができました。また、消費生活出前講座、安全安心まめメール、SNSを通じ、消費生活センターのPRを行い、消費者問題について広く市民に啓発するとともに、千葉県弁護士会と連携し、消費者問題無料相談会を実施しました。	○	引き続き消費生活相談における自殺リスクの早期発見と対応に努めるとともに、消費生活出前講座、消費生活展、安全安心まめメールを通して啓発を行います。また、千葉県弁護士会と連携し、消費者問題無料相談会を実施し、問題の解決を図ります。	市民生活課	114	34 -62
		避難所の運営	避難所生活が長期化してきた場合、避難住民の「こころのケア」の問題に対処する必要があるため、精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	避難所運営マニュアルに、避難住民の「こころのケア」の問題に対処する必要性を明記し、訓練等において周知しました。	○	引き続き、訓練等において「こころのケア」の問題に対処する必要性について周知します。また、実際に避難所を開設し長期化した際には、精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施するとともに、自殺リスクの早期発見に努めます。	防災安全課	114	34 -63
		人権相談	人権擁護委員による人権相談等において、市民の様々な悩みや相談に応じ、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	毎月第3木曜日（支所）、27日（市役所）に人権擁護委員による人権相談を実施しました。 相談件数 4件 利用率 4.17%	○	毎月第3木曜日（支所）、27日（市役所）に人権擁護委員による人権相談を行います。	人権・男女共同参画推進課	114	34 -64
		女性のための相談	女性の様々な問題の相談に応じており、何らかの困難に直面した際の最初の相談窓口であり、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	毎月第1木曜日～第3木曜日（祝日が含まれる場合は第4木曜日）に女性のための相談を実施しました。 相談件数:127件 利用率 70.5%	○	毎月第1木曜日～第3木曜日（祝日が含まれる場合には第4木曜日）に女性のための相談を実施します。	人権・男女共同参画推進課	114	34 -65

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
		D V相談	配偶者やパートナー等からの暴力の相談を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	配偶者やパートナー等からの暴力の相談を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行いました。 D V相談件数 541 件 一時保護延べ件数 1 件 一時保護延べ人数 3 人 一時保護延べ日数 11 日	◎	警察等の関係機関と連携を図り、保護を求めているD V 被害女性の安全確保を図るとともに、自立に向けた各種支援の継続 D V シェルターに入所したD V 被害女性に対し、退所後の自立支援を図るため、緊急に必要な生活支援資金助成の継続 D V シェルターに入所したD V 被害女性に対し、精神的ケアが必要なケースについて、子ども家庭総合支援課の心理士によるカウンセリングを行う D V 被害女性が他自治体での自立を目指すに当たり広域的な対応を図るため、受入側の自治体に対する理解と協力の要請及び受入側の自治体への情報提供と支援協力 情報の共有化を図り、迅速な対応を取るため、「野田市ドメスティック・バイオレンス対策協議会」の開催及び事例検討等を通じた情報交換	子ども家庭総合支援課	114	34-66
		就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられることから、費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	窓口に来庁した保護者等については、家庭状況等の聞き取りを行い、併せて生活上の悩み等の把握に努めました。	△	就学援助等の申請や相談を通して、児童生徒やその保護者の家庭状況の把握に努めるとともに、必要に応じて適切な相談窓口を案内する等の対応を実施します。	学校教育課	114	34-67
		育英資金に関する事務	支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等について聞取りを行う中で、資金面の援助に留まらず、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	新規申し込み者がいませんでした。	△	育英資金の審査に当たり、保護者や学生との面談を通して、家庭状況の把握に努めるとともに、必要に応じて適切な相談窓口を案内する等の対応を実施します。	学校教育課	115	34-68
		教職員人事・研修関係事務	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	メンタルヘルス研修を通じて、管理職を含む教職員が理解を深め管理職は自殺リスクの把握に努めました。なお、自殺リスクの高い者はいませんでした。	◎	メンタルヘルスに関する研修等を通じて、職員自身のメンタルヘルスの客観的な把握に努めます。 また、職員の人事において、自殺リスクの高い職員の把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し職員への支援を行います。	学校教育課	115	34-69

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
		学校職員安全衛生管理事業	学校職員（支援者）の健康管理を行うことにより、自殺リスクの低減を図る。	教員のストレスチェックや時間外勤務時間数の削減の取組を通じて、自殺リスクの低減を図ることができました。	○	今後とも引き続き、職員の健康管理を通して自殺リスクの低減に努めます。	学校教育課	115	34-70
		学校職員ストレスチェック事業	ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援（支援者への支援）の強化を図る。	ストレスチェックを通じて、教員の悩みの把握に努めるとともに、高ストレス者であると判明した場合には、医療機関の受診を勧める等支援を行いました。	◎	職員に対するストレスチェックを実施し、その結果を基に自殺リスクの低減を図るための支援を行います。	学校教育課	115	34-71
		給食費の滞納金徴収事務	窓口や訪問徴収等で保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞取りを行うことで、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	直接家庭を訪問しての滞納金徴収は実施できませんでしたが、電話や窓口に来庁した保護者等については、家庭状況等の聞取りを行い、併せて生活上の悩み等の把握に努めました。	△	市窓口や臨戸徴収の際に、保護者から家庭状況の聞取りを行うことで、自殺リスクの把握に努めるとともに、必要に応じて適切な相談窓口を案内する等対応します。	学校教育課	115	34-72
		教育・いじめ相談（対象：小中学校の児童生徒）	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩みなどの相談を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	ひばり教育相談員や市カウンセラーが、教育相談を行いました。 相談件数 2,569 件	◎	市内小中学校の教育相談・長欠担当、その他希望者を対象に「教育相談研修会」を実施します。 令和6年度：7月26日（金）実施予定。	指導課	115	34-73
		教育・いじめ相談（対象：青少年）	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談を受ける中で、自殺リスクのある相談者がいた場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談を随時受け付けていましたが、相談件数は0となりました。	△	不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談を受ける中で、自殺リスクのある相談者がいた場合は、必要に応じて関係機関に連絡します。	生涯学習課	115	34-74
		つどいの広場事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	令和5年度 利用人数 1,022 人 相談件数 174 件 (うち自殺に関する相談なし)	◎	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、自殺リスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	児童家庭課	115	34-75
		地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	令和5年度 利用人数 7,447 人 令和4年8月から子ども館が指定管理となったことにあわせ地域子育て支援拠点機能を持たせ交流・相談・情報提供・講座関係の基本4事業を実施しました。 相談件数 323 件 (うち自殺に関する相談なし)	◎	乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、自殺リスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	児童家庭課	115	34-76
		学童保育事業	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	普段から保育の場を通じ保護者や児童とコミュニケーションをとっており、リスクの早期発見につなげておりますが、相談はありませんでした。	◎	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取ります。	児童家庭課	115	34-77

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
		子ども館事業	子ども館を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握できることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	令和5年度 利用人数 162,494人 普段から遊びの場を通じ保護者や児童とコミュニケーションをとっており、リスクの早期発見につなげておりますが、令和5年6月にのだしこども館 supported by kikkoman（児童センター）において利用者の自殺未遂トラブルが発生したことから、子ども家庭総合支援課による巡回の強化など、関係機関と連携して支援を行いました。	◎	子ども館事業を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握できることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取ります。	児童家庭課	115	34-78
		子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る。	各事業実施者に対し、自殺対策につながるよう、悩みを抱えた世帯の把握に努めるよう助言を行いました。	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34-79
		児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	児童扶養手当 受給者数 1,066人	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34-80
		養育者支援手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	養育者支援手当 受給者数 2人	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34-81
		ひとり親家庭等医療費助成金支給事務	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいことから、医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	ひとり親家庭等医療費助成金 現物給付 20,100件 償還分 351件 合計 20,451件	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34-82
		母子・父子自立支援員設置事業	配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、離死別直後の精神的安定を図り、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	母子・父子自立支援員相談 令和5年度実績 739件 (母子家庭 699件、父子家庭相談 40件)	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34-83
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	家庭生活支援員を派遣する等その生活を支援し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを通じて、自殺リスク	子育て支援 3人延べ29日 170時間 (うち保育所待機時利用 実績なし) 生活援助 1人延べ4日 19時間	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34-84

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
			の早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。						
		ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭が定期的集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	情報交換事業（7回） 55人 ※参加者が集まらなかったため2回中止	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34-85
		母子家庭等就業自立支援事業	母子家庭の母等に対し、就業の支援のための事業を実施することにより、就業に必要な知識や技能の習得を図り、母子家庭の母等の経済的な自立を支援することを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	就業支援講習会 【パソコン】 受講者数 8人 【日商簿記3級】 受講者数 6人 【医療事務】 受講者数 2人	◎	支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。	児童家庭課	116	34-86
		児童家庭相談事業（家庭児童相談）	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談、支援を行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援課（家庭児童相談室）延べ対応件数（巡回相談を含む） 相談件数 3,976件 うち要保護以外 3,556件 要保護 420件	◎	広く市民に子ども家庭総合支援課の相談窓口を周知し、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図ります。	子ども家庭総合支援課	117	34-87
		児童家庭相談事業（児童虐待防止対策）	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぐとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）延べ対応件数（巡回相談を含む） 相談件数 3,976件 うち要保護以外 3,556件 要保護 420件	◎	広く市民に子ども家庭総合支援課の相談窓口を周知し、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図ります。	子ども家庭総合支援課	117	34-88
		児童福祉施設入所事務（母子生活支援施設、助産施設）	母子家庭や出産に際し経済的困窮を始め様々な困難を抱えた世帯への、施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの低減と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	助産施設 入所人数 2人 母子生活支援施設 1世帯2人	◎	児童福祉法に基づき、母子家庭や出産に際し経済的困窮を始め様々な困難を抱えた世帯の母子生活支援施設や助産施設入所に係る事務を行います。	子ども家庭総合支援課	117	34-89

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和5年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
		子育て短期支援事業（ショートステイ）	子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得ることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	宿泊 利用人数 15人 利用日数 282日 日帰り 利用人数 4人 利用日数 9日 夜間 利用人数 12人 利用日数 55日	◎	保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業といった母子保健事業との連携や、子ども家庭総合支援課（家庭児童相談室を含む）の相談業務から、子育て短期支援事業につなげ、児童虐待の予防・早期対応を図ります。	子ども家庭総合支援課	117	34-90
		育児支援家庭訪問事業	出産前から支援が必要な妊婦や育児不安や育児ストレスを感じている家庭に、育児、家事及び相談等の訪問員を派遣し、子育てへの負担軽減を図る。	利用者数 25人 （内訳） 出産後1年以内の母親 20人 養育上の問題を抱える家庭 5人 派遣日数 383日 派遣時間 805.0時間	◎	子ども家庭総合支援課（家庭児童相談室を含む）の相談業務、また保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業といった母子保健事業との連携を通じて、出産前から支援が必要な妊婦、育児不安や育児ストレスを感じている家庭などに訪問員を派遣し、育児、家事等の援助や育児相談・指導を行います。	子ども家庭総合支援課	117	34-91
		生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援を実施する。	パーソナルサポートセンターにおいて、就労支援や住宅喪失、多重債務、ひきこもりをはじめとした心の健康等、様々な問題に直面している方の課題解決に向け、寄り添い型の相談・支援を継続的に実施しました。 ○生活困窮者自立相談支援事業 新規相談者数 248人 継続相談者数 延べ 1,693人 支援件数 3,841件 （うち電話 2,525件） ○就労準備支援事業 受付件数 82件 利用者数 延べ 82人 （利用回数 673回） ○家計改善支援事業 新規相談者数 75人 継続相談者数 81人 改善者数 33人	◎	引き続き、生活困窮者の課題解決に向けた相談・支援を通じて、自殺リスクの軽減を図ります。	生活支援課	117	34-92
		民生委員児童委員事務	地域で困難を抱えている人に気づき、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。	地域における相談や見守り活動にあたり、自殺リスクの高い市民を迅速に支援に繋がれるよう、適切な相談窓口を周知しております。	○	引き続き、生活困窮者の課題解決に向けた相談・支援を通じて、自殺リスクの軽減を図ります。	生活支援課	117	34-93
		障がい者差別解消推進事業	障がい者支援課を障がいの差別に関する相談窓口として位置付け、障がい者差別に関する相談に応じる中で支援を行う。	令和5年度は2件の差別に関する相談に対応しました。また、障害者差別解消法のパンフレットを配布し、周知・啓発に努めました。	◎	差別に関する相談を受け、必要に応じて事業所への確認等を行います。また、障害者差別解消法のパンフレットを配布し、周知・啓発に努めます。	障がい者支援課	117	34-94

関連事業	事業内容及び方針	生きる支援の関連施策		令和５年度		計画期間中の今後の取組	担当課	ページ	項番
		事業名	「生きる支援」事業内容	取組実績	※評価 (記号)				
		障がい者等に対する権利擁護	精神障がいや知的障がい等により判断能力が不十分な方が生活に不安を抱える状態においては、自殺リスクが高い方も含まれる可能性がある。成年後見制度事業を通じて支援を行う。	障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう支援し、令和５年度は市長申立てを２件実施しました。また、障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努めました。	◎	今後も関係機関と連携し、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう、支援の必要な方に市長申立の実施を行うとともに、成年後見制度の周知に努めます。	障がい者支援課	117	34-95
		障がい者虐待の対応	野田市障がい者虐待防止センターとして障がいのある人の虐待に関する通報や相談を通じて当人や家族等の支援を行う。	令和５年度は２６件の障がい者虐待に関する相談を受け、養護者、事業者等への事実確認等を行いました。また、市報、ホームページ等で虐待防止の周知・啓発に努めました。	◎	障がい者虐待に関する相談を受け、必要に応じて養護者、事業者等への事実確認等を行います。また、市報、ホームページ等で虐待防止の周知・啓発に努めます。	障がい者支援課	117	34-96
		障がい者相談員による相談業務	障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で自殺リスクが高まる場合があることから、障がい者当事者による相談業務を実施する。	障がいのある人同士でしか分からない悩みや問題の解決に向けて共に考えていく場として当事者相談を実施しました。	◎	障がいのある人同士でしか分からない悩みや問題の解決に向けて共に考えていく場として当事者相談を実施します。	障がい者支援課	118	34-97
(５) 児童生徒に対する SOS の出し方に関する教育	児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるよう、全公立小中学校で SOS の出し方に関する教育を実施します。	教育相談	いじめや家族・友人と不仲である、級友に悩みを知られたくない、周囲に心配をかけたくないなどの理由から、問題を抱え込んでしまう子どももいることから、児童生徒が安心して悩みを打ち明けられるよう、学校の教育相談体制を整える。	各学校において、教育相談週間を設け、悩みを抱えた児童生徒ひとりひとりに寄り添う相談を実施するなどの対応をしました。	○	市内小中学校の教育相談・長欠担当、その他希望者を対象に「教育相談研修会」を実施するとともに校内における教育相談体制を確立するための方法などを周知します。	指導課	118	35-98
		いじめ防止対策	市内の小中学校の児童生徒を対象に SOS の出し方に関する教育を実施する。	児童生徒の悩みや不安について、信頼できる大人や友達に相談できるように、「市内の全児童生徒に SOS の出し方授業」を２回実施しました。 実施詳細 実施回数：２回（１回目４月、２回目７月） 実施人数：小学校 14,134 人 中学校 7,940 人 ※2 回合計	◎	県が作成した「SOS の出し方授業」の教材以外に、市独自の教材を活用し、「SOS の出し方教育」を推進します。また、文部科学省が作成している「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」を市内小中学校に周知し、教職員に対して活用を推進します。なお、令和６年度の実施については、環境が大きく変わる４月に実施しており、更に、長期休業前の７月に１回の実施を予定しています。 実施日 １回目：令和６年４月実施 ２回目：令和６年７月実施予定	指導課	118	35-99

自殺対策の評価区分表

評価区分	自殺対策の視点での事業の評価の目安	記号
当初の予定通り実施できた	達成割合が 8 0 %相当	◎
概ね実施できた	概ね 6 0 %以上 8 0 %未満	○
実施は不十分だった	概ね 6 0 %未満	△
実施できなかった		×

3 野田市地域福祉計画【第3次改訂版】（一部修正）取組状況 <成年後見制度利用の促進>

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	令和5年度		計画期間中の 今後の取組	担当課	ページ	項番
			取組実績	評価及び課題				
権利擁護支援のための『ネットワークづくり』	(1) 地域連携ネットワークの構築							
	①本人を後見人とともに支える「チーム」による対応	権利擁護の支援が必要な人について、後見等開始前においては、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等が「チーム」としてかかわる体制作りを進め、チームが協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応します。また、後見等開始後においては、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、「チーム」に後見人等が加わる形で対応します。	設置に向けた検討段階であるため、実施していません。	「チーム」における地域連携ネットワークのあり方や構成等、体制を検討する必要があります。	近隣市の状況を調査し、設置に向けて検討を進めます。	高齢者支援課	126	1
	②地域における「協議会」等の体制づくり	チームに対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する「協議会」を設置し、個別の協力活動の実施、支援会議の開催や多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討、調整、解決などを行います。	設置に向けた検討段階であるため、実施していません。	チームに対する法律・福祉の専門職団体や関係機関のあり方や構成員等、体制を検討する必要があります。	近隣市の状況を調査し、設置に向けて検討を進めます。	高齢者支援課	126	2
	(2) 中核機関の設置及び担うべき機能							
	①広報機能	任意後見制度の活用や権利擁護の意義について広報・啓発を進めるとともに、医療・福祉の関係者、民生委員、金融機関などの関係者に対しても、支援チームの役割を説明し、権利擁護支援が必要な人の早期発見と速やかな支援に結び付けます。	設置に向けた検討段階であるため、実施していません。	制度利用を希望する方、また制度利用が必要な方に対し、どうやって効果的に後方・啓発ができるかを検討する必要があります。	近隣市の状況を調査し、設置に向けて検討を進めます。	高齢者支援課	128	3
	②相談機能	高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、障がい者基幹相談支援センター等の支援機関においても一般的な相談に対応し、必要に応じて、成年後見支援センターを案内するなど、必要な支援につなげていけるよう、連携を強化します。	設置に向けた検討段階であるため、実施していません。	現在、後見制度にかかる相談全般を成年後見支援センター（社会福祉協議会内）が担っていますが、中核機関における当センターの位置づけや他機関との連携について検討する必要があります。	近隣市の状況を調査し、設置に向けて検討を進めます。	高齢者支援課	128	4
	③成年後見制度利用促進機能	専門職団体、法人後見を行う法人等と連携して、後見人等候補者名簿の作成に取り組み、必要に応じて、適切な後見人等候補者を推薦できる体制を整備します。特に障がい者については、本人の障がいの特性を十分に踏まえ、後見人等を選任できるよう家庭裁判所へ適切な情報提供を行います。また、後見人等の交代の推進について、必要な方策を検討します。さらに、市民後見人の育成、支援を行ってまいります。	設置に向けた検討段階であるため、実施していません。	専門職団体、法人後見を行う法人等から適切な後見人等候補者を推薦できる体制づくりや、各団体との連携について検討する必要があります。 また、後見人等の交代の推進について、必要な方策を検討する必要があります。	近隣市の状況を調査し、設置に向けて検討を進めます。	高齢者支援課	129	5
	④後見人支援機能	親族後見人からの日常的な相談に応じ、親族、福祉、医療等の関係者によるチームが、必要に応じて、本人の状況を継続的に把握し、適切な対応を行う体制を整備します。	設置に向けた検討段階であるため、実施していません。	親族後見人の把握方法や、その支援方法などを検討する必要があります。	近隣市の状況を調査し、設置に向けて検討を進めます。	高齢者支援課	130	6
	⑤協議会等の運営	地域連携ネットワークの構築に向け、相談機関の中心を担う成年後見支援センター、地域包括支援センター、専門職団体、福祉関係者、金融機関、民生委員などとの緊密な連携を図るため、各種専門職団体、関係機関等で構成する協議会を設置するとともに、事務運営を担い、様々な問題解決につなげる役目を果たします。	設置に向けた検討段階であるため、実施していません。	協議会を運営するにあたり、各関係団体等との連携や役割について協議し、どのように運営するかを検討する必要があります。	近隣市の状況を調査し、設置に向けて検討を進めます。	高齢者支援課	130	7

野田市地域福祉計画審議会委員の任期の延長について

現任委員の任期

公募委員以外	令和4年10月1日から令和6年9月30日まで
公募委員	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

延長後の現任委員の任期

公募委員以外	令和4年10月1日から令和7年3月31日まで
公募委員	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

任期を延長しようとする理由

令和6年度は、地域福祉計画【第4次改訂版】の策定の年にあたり、全3回の審議会が開催されますが、公募委員を除く委員については、第1回審議会をもって任期終了となります。

地域福祉計画【第4次改訂版】については、諮問から答申まで一貫した審議が望ましいとの考えから、現任の委員の皆様にも全3回の審議会に御参加いただくものです。

令和7年4月以降の任期について

令和7年4月1日以降は、野田市地域福祉計画審議会設置条例第4条に従い、翌々年3月31日まで、2年間の任期となります。